

平成23年旭市議会第3回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成23年9月7日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員（22名）

1 番	大 塚 祐 司	2 番	飯 嶋 正 利
3 番	宮 澤 芳 雄	4 番	太 田 將 範
5 番	伊 藤 保	6 番	島 田 和 雄
7 番	平 野 忠 作	8 番	伊 藤 房 代
9 番	林 七 巳	10 番	向 後 悦 世
11 番	景 山 岩三郎	12 番	滑 川 公 英
13 番	嶋 田 哲 純	14 番	柴 田 徹 也

15番 木内 欽市

17番 日下 昭治

19番 嶋田 茂樹

21番 林 正一郎

16番 佐久間 茂樹

18番 林 俊介

20番 高橋 利彦

22番 林 一哉

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長 明智 忠直

教育長 多田 哲雄

秘書広報課長 伊藤 浩

総務課長 神原 房雄

財政課長 加瀬 正彦

市民生活課長 斉藤 馨

保険年金課長 石毛 健一

社会福祉課長 渡辺 輝明

高齢者福祉課長 石井 繁

農水産課長 堀江 隆夫

都市整備課長 伊藤 恒男

会計管理者 花香 寛源

水道課長 小長谷 博

病院経理課長 鈴木 清武

学校教育課長 菅谷 充雅

体育振興課長 野口 國男

農業委員会事務局長 加瀬 恭史

副市長 増田 雅男

代表監査委員 木村 哲三

行政改革推進課長 林 清明

企画政策課長兼被災者支援室長 米本 壽一

税務課長 佐藤 一則

環境課長 浪川 敏夫

健康管理課長 高山 重幸

子育て支援課長 林 芳枝

商工観光課長兼国民宿舎配支 横山 秀喜

建設課長 北村 豪輔

下水道課長 増田 富雄

消防長 佐藤 清和

病院事務部長 渡辺 清一

庶務課長 加瀬 寿一

生涯学習課長 高野 晃雄

監査委員局長 馬淵 一弘

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次 長 向 後 嘉 弘

開会 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成23年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（林 一哉） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

19番、嶋田茂樹議員、20番、高橋利彦議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から９月28日までの22日間といたしたいと
思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から９月28日までの22日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお
願いいたします。

○議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第25号まで
の25議案と報告第１号から報告第７号までの報告７件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（林 一哉） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第25号までの25議案と報告第１号から報告第７号までの報告７件を一
括上程いたします。

議案第 １号 平成２２年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 ２号 平成２２年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 ３号 平成２２年度旭市老人保健特別会計決算の認定について

- 議案第 4 号 平成 22 年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 平成 22 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 平成 22 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 22 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 22 年度旭市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 9 号 平成 22 年度旭市病院事業会計決算の認定について
- 議案第 10 号 平成 22 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第 11 号 平成 23 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 平成 23 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 13 号 平成 23 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 14 号 平成 23 年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 15 号 市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市災害復興基金条例の制定について
- 議案第 17 号 旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 21 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 22 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 23 号 財産の取得について
- 議案第 24 号 財産の取得について
- 議案第 25 号 財産の取得について
- 報告第 1 号 平成 22 年度旭市土地開発基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 22 年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 3 号 平成 22 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 4 号 平成 22 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 5 号 平成 22 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について
- 報告第 7 号 平成 22 年度旭市病院事業会計継続費の精算について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（林 一哉） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

平成23年度も上半期を過ぎようとしておりますが、議会をはじめ、市民各位のご支援とご協力により、市政も順調に進展しております。ここに深く感謝を申し上げる次第であります。

また、先に発生した台風12号により、紀伊半島を中心に多くの地域で甚大なる被害になっております。一日も早い復旧と、被災された方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

去る 3 月11日に発生した東日本大震災から間もなく 6 か月が経過いたしますが、この間、全国各地からの励ましの言葉、義援金並びに義援物資など、心温まるご支援に心から感謝を申し上げます。

第 2 回定例会においてもご報告を申し上げましたが、報告後の対応も含め、震災発生から今日までにおける被災者の生活再建、災害廃棄物の処理、復旧・復興に向けた取り組みなどについて申し上げます。

初めに、被災者の生活再建のための各種支援の状況について申し上げます。

本市単独の災害見舞金については、8 月31日現在、3, 125世帯に対して 2 億2, 908万円を支給いたしました。

また、義援金については、7 月29日に第 2 次配分を行い、8 月31日現在、3, 273世帯に対して、国・県分を合わせて 5 億7, 935万円を配分いたしました。このうち、市の義援金分については、1 億1, 445万円であります。

なお、これまでに配分いたしました義援金の総額は11億8, 638万円となり、このうち市の義援金は 3 億4, 338万円であります。

このほか、災害援護資金貸付については、8 月31日現在で55件、貸付総額 1 億872万円の申し込みがありました。

次に、国及び県の生活再建支援制度について申し上げます。

国の被災者生活再建支援金については、8 月31日現在、住宅の被害程度に応じて支給され

る基礎支援金は、対象世帯の95%にあたる747世帯に、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金は、対象世帯の43%にあたる343世帯に支給されております。

また、国の制度が適用されない方への支援策として、県が新たに液状化等被害住宅再建支援事業を創設いたしました。市では、8月31日現在、67世帯の申請を受け付けし、今月末に第1回目の振り込みを予定しております。

今後も、国及び県の生活再建支援制度により被災者の生活再建を支援してまいりたいと考えております。

次に、災害廃棄物の処理について申し上げます。

市内5か所に約9万5,000トン集積されている災害廃棄物については、順調に処分されているところであります。

また、液状化等により発生した新たな災害廃棄物については、千葉県及び隣接地権者等のご協力により、岩井地先に6か所目の仮置き場を設置し、去る8月10日から受け入れを再開いたしました。

今後、分別、運搬、中間処理等が計画的に進みますと、今年度中にはすべて完了する見込みであります。

今後も、近隣住民の皆様方のご協力をいただきながら処理を進めてまいりたいと思っております。

次に、災害復興計画について申し上げます。

去る8月19日、震災における復興計画を策定するため旭市災害復興計画検討委員会を設置し、第1回目の会議を開催いたしました。来年1月の計画策定に向け会議を重ね、検討してまいります。

次に、合併特例債延長法について申し上げます。

去る6月15日、関係市町長とともに総務大臣を訪問し要望してまいりました合併特例期間の延長については、本市を含む県内の特定被災地方公共団体6市町について、復旧・復興事業を最優先に取り組めるよう、5年間の延長が国会で先月認められましたことを報告申し上げます。

次に、提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第10号までは、平成22年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成22年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額291億8,498万2,533

円、歳出総額は265億6,565万993円となり、翌年度へ繰り越すべき財源12億9,596万6,345円を差し引いた実質収支は13億2,336万5,195円となりました。

議案第2号は、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額88億8,366万4,478円、歳出総額83億8,218万7,933円、差し引き5億147万6,545円となりました。施設勘定は、歳入総額8,209万4,033円、歳出総額6,779万6,902円、差し引き1,429万7,131円となりました。

議案第3号は、平成22年度旭市老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額3,329万5,011円、歳出総額2,606万8,389円、差し引き722万6,622円となりました。

議案第4号は、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計決算でありまして、歳入総額4億2,123万9,437円、歳出総額4億1,284万1,683円、差し引き839万7,754円となりました。

議案第5号は、平成22年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額38億520万9,632円、歳出総額37億5,137万6,398円、差し引き5,383万3,234円となりました。

議案第6号は、平成22年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額11億4,829万7,434円、歳出総額10億6,196万1,589円、差し引き8,633万5,845円となりました。

議案第7号は、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額5,001万8,401円、歳出総額4,349万4,934円、差し引き652万3,467円となりました。

議案第8号は、平成22年度旭市水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数1万8,679件、普及率は81.5%、年間給水量は606万7,373立方メートルとなりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は15億8,158万6,000円、事業費用は13億4,681万3,723円、差し引き2億3,477万2,277円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入1億2,379万7,800円、支出は5億8,983万9,217円となり、収支不足額4億6,604万1,417円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第9号は、平成22年度旭市病院事業会計決算でありまして、病院本体の入院患者数は28万375人、外来患者数は79万2,074人になりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は332億2,804万1,788円、事業費用は316億489万5,753円、差し引き16億2,314万6,035円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入154億8,234万9,000円、支出は186億9,393万2,936円となり、収支不足額32億1,158万3,936円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第10号は、平成22年度旭市国民宿舎事業会計決算でありまして、業務実績は、宿泊者1万2,320人、休憩者5,572人となりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は1億7,011万7,679円、事業費用は2億2,569万1,213円となり、差し引き5,557万3,534円の純損失となりました。

また、資本的収支は、収入2,000万円、支出は2,185万872円となり、収支不足額185万872円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに建設改良積立金で補てんいたしました。

議案第11号は、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ14億9,600万円を追加し、予算の総額を321億8,800万円とするものであります。

議案第12号は、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ3,600万円を追加し、予算の総額を92億8,600万円とするものであります。

議案第13号は、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ1,700万円を追加し、予算の総額を39億3,900万円とするものであります。

議案第14号は、平成23年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、国庫支出金の減額に伴う不足分を補うため、借入金の増額を行うものであります。

議案第15号は、市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定についてでありまして、市長、副市長及び教育長の給料を減額して支給するための条例を制定するものであります。

議案第16号は、旭市災害復興基金条例の制定についてでありまして、震災からの復旧及び復興に要する事業並びに災害に強い安全なまちづくりを実現するための事業の財源に充てるため、基金を設置するものであります。

議案第17号は、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号は、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、改正を行うものであります。

議案第19号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、老朽化した双葉団地の一部用途廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第20号から第22号までは、工事請負契約の締結についてでありまして、議案第20号は（仮称）旭市第二学校給食センター建設工事について、議案第21号は（仮称）旭市第二学校給食センター電気設備工事について、議案第22号は（仮称）旭市第二学校給食センター機械設備工事について、それぞれ一般競争入札を執行し、仮契約を締結いたしましたので、この

契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第23号から議案第25号までは、財産の取得についてでありまして、議案第23号は水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、議案第24号は消防団消防ポンプ自動車2台を購入することについて、議案第25号は（仮称）旭市第二学校給食センター厨房設備機器等の購入について、それぞれ仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

報告第1号は、平成22年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、平成22年度旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、平成22年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第4号は、平成22年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第5号は、平成22年度の旭市公営企業会計決算における資金不足比率について、報告第6号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について、報告第7号は、平成22年度旭市病院事業会計継続費の精算について、それぞれ報告するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

初めに、総合計画の後期基本計画について申し上げます。

本計画の策定にあたり、総合計画審議会委員を8月25日に委嘱いたしました。審議委員は、市内の各種団体の役職員、有識者及び公募による市民の方などの15名で構成し、総合計画の調整に関し必要な調査及び審議をお願いすることといたしました。

また、10月には、市内6か所において地区懇談会を開催し、地区ごとのご意見についても計画の策定に役立ててまいりたいと考えております。

次に、行政改革について申し上げます。

公共施設の活用方針については、震災の影響を勘案し、決定時期を延期しておりましたが、過日開催しました行政改革推進委員会に最終案をお示しし、意見をいただくとともに、これを踏まえて行政改革推進本部会議で決定したところであります。

今後は、この方針に基づき施設の統廃合を計画的に進めてまいります。

このほか、アクションプランに掲げている事務事業評価や事務改善などの取り組み事項についても、着実に進めているところであります。

次に、工事検査について申し上げます。

市が契約を締結した工事の検査は、各工事担当課で実施しておりましたが、本年9月1日以降に行う工事検査については、請負金額500万円以上の工事を対象として、財政課において実施することといたしました。工事検査を一元化することにより、厳正かつ適格及び効率

的な施工を確保できるものと考えております。

次に、社会福祉について申し上げます。

毎年実施しております敬老大会については、今年19日の敬老の日に保育所の児童や文化協会等の皆様のご協力をいただき、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3施設を会場に開催いたします。

また、隔年で実施しております戦没者追悼式は、10月13日に東総文化会館で挙行いたします。

次に、介護保険事業計画について申し上げます。

来年度から始まる第5期介護保険事業計画の策定にあたり、福祉関係者等で構成される計画策定委員会を設置し、8月18日に第1回目の会議を開催いたしました。今後は、昨年度に実施したアンケート調査の分析や事業評価の結果等を踏まえ、計画書の策定を進めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

震災の影響で心理的ストレスを抱えている保育所児童の心のケア事業として、7月19日から8月25日までの間、市内19か所の保育所において「まちのおんがくやさんコンサート」を開催いたしました。一緒に歌い、楽しいひとときを過ごしたことで、子どもたちの心も少しはいやされたものと思っております。

また、懸案となっている飯岡地区の統合保育所については、検討委員会を設置し、8月19日に第1回目の会議を開催いたしました。今後は、検討委員会の意見を聞きながら、統合保育所の建設に向けて準備を進めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

本年5月から運用を開始いたしました新本館については、順調に業務が行われているところであります。

病院再整備事業については、現在、既存棟改修工事を行っており、11月末の工事完了に向け作業を進めております。12月には、1号館、2号館及び7号館がリニューアルされ、透析センター、泌尿器科、皮膚科、脳外科及び神経精神科等の移転を予定しております。

さらに来年度は、旧病棟部分の4号館、5号館及び6号館を解体し、駐車場整備を予定しているところであります。

工事中はご不便をおかけいたしますが、診療機能に影響がないよう努めるとともに、今後とも先進的で地域に信頼される病院を目指してまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

矢指小学校改築事業は、今月末の工事完成後、10月中旬に新校舎の供用を開始すべく施工業者及び学校と協議を進めております。

飯岡中学校改築事業は、現在、実施設計を行っておりますが、環境との共生と地域の防災拠点機能の充実を念頭に進めてまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

外国語指導助手派遣事業については、昨年に引き続き5名のALTにより英語指導や国際理解を深める教育を推進してまいります。また、今年度から小学校5年生、6年生を対象に週1時間の外国語活動の本格実施に伴い、英語教育教諭補助員を1名増員し3名とし、すべての小学校において指導にあたることといたしました。

次に、学校給食について申し上げます。

学校給食センター統合改築事業については、去る8月16日に建設事業に係る入札を実施いたしました。また、厨房設備についても、建屋の建設工事と並行して進めていく必要があることから、契約に係る議案を併せて本定例会に上程させていただいたところであります。

次に、文化振興について申し上げます。

去る7月31日に、第7回旭市民音楽祭を開催いたしました。当日は17団体から165名が出演し、ピアノ、吹奏楽、ロックなどが演奏され、900名の観客の方々から好評をいただいたところであります。

次に、体育振興について申し上げます。

来る9月27日から30日までの4日間、総合体育館において、「世界ジュニア卓球選手権大会女子日本代表選手選考会」が開催されます。

この選考会は、地方での開催は初めてであり、全国から世界を目指す選手が本市を訪れますので、旭市を全国に紹介する機会として、選考会の円滑な運営等を支援してまいります。

また、11月20日には、本市の復旧・復興を祈念し、市民の一体感を醸成する事業として、「旭市復興支援第2回旭市民体育祭」を東総運動場において開催いたします。現在、大会開催に向け、実行委員会、地区代表者会議等を開催し、準備を進めているところであります。

次に、商業振興について申し上げます。

依然として厳しい経済情勢が続く中、旭市商業振興連合会が去る7月3日から販売した期限付きプレミアム商品券1億3,200万円分は、983世帯、2,475名の多くの方が購入いたしました。本年も、消費刺激と利用者の利便を考慮し、使用期間を1年の期限付きとしたことか

ら順調に使用され、8月31日現在の換金率は32.5%となっております。震災等で落ち込んで
いる消費の拡大を喚起し、各商店街の活性化に寄与していると考えております。

次に、震災関連の融資状況について申し上げます。

8月31日現在の県制度融資セーフティネット資金の認定状況は115件で、前年同期と比較
して13.9%の増となっております。また、市の利子補給対象融資は14件であります。

このような融資制度を利用することにより、商工業の復旧・復興に少しでも貢献できたら
と考えております。

次に、労政について申し上げます。

去る7月20日、旭市地域職業相談室に、震災により被災された市民のための被災者就職支
援窓口が、ハローワーク銚子により設置されました。支援窓口では、予約制により就職相談
や職業紹介、履歴書等の作成や職業訓練に関する相談が受けられます。

今後とも、ハローワーク銚子と連携して、被災者の支援及び雇用の充実を図ってまいりま
す。

次に、観光について申し上げます。

去る8月6日、7日に一日も早い復興を願い「のぼる旭 祈りを込めて」をテーマとして、
旭市七夕市民まつりが実施されました。天候にも恵まれ、多くの人々でにぎわい、盛況のう
ちに終了することができました。実行委員会をはじめ観光協会等、各関係機関に心より感謝
を申し上げる次第であります。

海水浴場については開設できませんでしたが、海岸の安全パトロールの実施や海水浴場内
に遊泳危険の立て看板を設置し、海水浴客等に注意を促したところであります。

また、津波により使用できなくなった飯岡海水浴場、矢指ヶ浦海水浴場等のトイレについ
ては、それぞれに仮設トイレを設置し、対応したところであります。

次に、食彩の宿いいおか荘について申し上げます。

先の第2回定例会の中でもお答えいたしましたが、まず第一に、当地域の復興や観光拠点
としての位置づけを前提に、今後もさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

私は、今でもいいおか荘を観光拠点として存続させたいという気持ちに変わりはありません
が、ここ数年の経営状況や負債の状況、また震災からの復旧費用などを考えたとき、引き
続いて市で経営することには、無理があるのではないかと判断しております。

そこで、現在では企画提案型の公募型プロポーザル方式での民間委託や賃貸などができな
いかどうかを中心に検討しているところであります。

なお、ある程度のめどがつきましたら、議会等のご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

次に、農業について申し上げます。

震災及び原発事故により大きな被害を受けた本市の農業を元気づけるためにと招かれ、8月20日市原市で開催された「ちはら台市民夏祭り」、同じく8月20日、21日に成田市で開催された「成田ふるさとまつり」では、野菜や果物等を販売し、元気になった農家が愛情を込めて育てた農産物のおいしさと安全性を消費者に実感していただけたものと考えております。今後も、さまざまな機会を活用し、本市の農産物の地道なPR活動を続けてまいります。

水田農業については、今年度から本格実施となった「農業者戸別所得補償制度」について加入促進を行ってまいりました。その結果、加入者は284名、昨年度より5.2%の増となりました。

また、生産調整については飼料用米等への取り組みを柱に推進し、市内での飼料用米の取り組み面積は171.2ヘクタールとなりました。

本年産米については、7月29日付で千葉県知事より、放射性物質の安全性が確認されるまで出荷等自粛の要請がありました。

本市では、8月5日に市内全稲作農家に対し、文書により出荷等自粛をお願いする一方、自粛解除に向け、市内14か所のサンプリング調査を実施いたしました。その結果、8月27日には市内全域の安全性が確認され、自粛が解除されました。

なお、安全が確認された旭市産米の安全・安心キャンペーンとして、8月30日にJAちばみどりをはじめ、生産者団体等の協力を得て、市内仮設住宅等に入居されている方、さらには福島県から本市に避難されている方々へ新米をお届けするとともに、おにぎりをご賞味いただき、旭の美味しいお米のPRをいたしました。

野菜の生産振興については、本年も県補助事業「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業を積極的に活用し、施設園芸の規模拡大や生産管理機械等の導入に対して農家への支援を進めており、現在5件の事業に取り組んでおります。

震災で被災した園芸施設については、一日も早い復旧に向けて、県の園芸施設災害復旧支援事業により、施設の再建や修復を行う農業者の支援を進めており、現在30件の事業に取り組んでおります。

次に、農業体験宿泊受け入れについて申し上げます。

本事業は、ジェフユナイテッド市原・千葉レディースU-18によるボランティア活動の申

し出によるもので、女子の受け入れは昨年に続き2回目となります。

去る7月25日から28日の4日間にわたり、受け入れ農家8軒へ宿泊させていただいた19名の選手たちは、震災により被害を受けた農業の現場等を目の当たりにし、復興に向け一生懸命に頑張っている農家の方々と一緒に、なれない農作業に汗を流してくれました。

旭市農業の復興を図る上でも大変ありがたく、また心強く感じますとともに、各選手におかれましては、この貴重な体験を基に、未来の「なでしこ」となることを期待するものであります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

このたびの震災により被災した道路等の復旧工事については、現在11件の工事を発注したところであります。被災した方々が一刻も早く通常の生活に戻るよう、被災箇所を早急に復旧してまいります。

旭中央病院アクセス道整備事業として進めている県道銚子旭線から国道126号までの区間については、JRに委託する跨線橋部分を含め、今年度中に供用できるよう工事を進めてまいります。

最終年度になります川向西野地区の排水路整備事業については、今年度完成を目指して工事を進めてまいります。

また、平成22年度に着手した蛇園南地区流末排水整備事業については、早期完成を目指し工事を施工中であります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業及び南堀之内バイパス整備事業については、引き続き関係地権者のご理解とご協力をお願いし、用地取得に努めてまいります。

次に、街路事業について申し上げます。

都市計画道路「谷丁場遊正線」については、橋台部の建設工事が順調に進捗しており、引き続き橋台部までの盛土工事について、早期発注に向けて準備を進めているところであります。

次に、公園事業について申し上げます。

震災により被害を受けた袋公園及び川口沼親水公園の災害復旧について、今般、国の災害認定を受けたことから、今定例会に関連する補正予算を提案したところであります。

また、あさひ健康パークについては、現在、国・県への諸手続きを進めているところであり、今後も、これらの災害復旧工事については、年度内の完成に向けて準備を進めてまいります。

次に、住宅対策について申し上げます。

被災者住宅再建資金利子補給事業については、市の広報やホームページを活用して情報提供に努めるとともに、金融機関と連携し、去る9月1日から申請の受け付けを開始したところであります。

次に、応急仮設住宅について申し上げます。

被災された住宅の復旧等により、徐々に退去する世帯もありますが、現時点で184世帯、197室が入居し、ほぼ満室の状況となっております。

これら入居者の態様はさまざまであり、とりわけ高齢者等への対応は大変重要なものとなりますので、今般、国の緊急雇用創出事業を活用して、仮設住宅内に専任の管理人を常駐させることとし、今定例会に関連する補正予算を提案したところであります。

今後も、関係機関と連携を図りながら、入居者等への生活支援策を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、消防行政について申し上げます。

震災により消防関係の施設、設備においても甚大なる被害を受けましたが、早期の復旧に努めているところであります。

津波により被災した飯岡分署については、その機能を飯岡支所内に移し、業務を行っているところであり、水槽付消防ポンプ自動車についても、年度内の整備完了に向け進めております。

また、消防団関係では、被災した3棟の消防庫は、移転を考えにおいた建築と現施設の修繕で進めているところであり、消防車両3台についても、年度内の整備完了に向け進めております。

次に、地域安全について申し上げます。

本年6月24日に公布、施行されました津波対策推進法では、11月5日を「津波防災の日」として定めております。

本市では、この震災を教訓に、市民等の生命、身体及び財産を確保するため、津波避難訓練を11月5日に実施すべく準備を進めております。

また、去る8月22日に震災の復旧・復興や公共事業に関し、暴力団等、反社会的勢力を排除するため「旭市暴力団排除対策協議会」を設置いたしました。本市の暴力団排除の取り組みを内外に示し、市民一体となった施策を積極的に推進してまいります。

最後に、子ども議会について申し上げます。

去る7月26日に開催した子ども議会においては、震災の復旧・復興に関する質問をはじめ、お年寄り、障害者などの生活弱者に関する質問など、多岐にわたって貴重な意見をいただきました。

今回参加された児童、生徒の皆様や傍聴された大勢の保護者の方々が、これを機会に、議会の仕組みや行政運営について理解を深め、市政をより身近なものとして関心を持っていたければ幸いです。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは、事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（林 一哉） 日程第7、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成22年度旭市一般会計決算について補足説明を申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしております平成22年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料をご覧くださいと思います。この資料になります。

資料の1ページをお願いいたします。

第1の決算規模ですが、平成22年度一般会計の決算規模は、歳入が291億8,498万3,000円で、前年度と比べて2億9,626万4,000円、1.0%の増、歳出が265億6,565万1,000円で、前年度と比べて6億8,275万6,000円、2.5%の減となり、翌年度へ繰り越すべき財源12億9,596万7,000円を差し引いた実質収支は13億2,336万5,000円となりました。

次に、2ページになります。

第2の歳入の決算額ですが、第2の1表、歳入の構成比の推移を表したものです。

平成22年度の決算では、割合が一番多いのは地方交付税で31.3%、2番目は市税で23.5%となっております。

次に、3ページです。

第2の2表になります。主な歳入4項目について決算額の推移を表したものです。

平成22年度は、前年度と比べて、市税は1.9%の減、地方交付税は11.9%の増、国県支出金は30.2%の減となりました。市債については22.0%の増となっております。

それぞれの額は、記載のとおりです。

次に、4ページをお願いいたします。

第3の歳出の決算額ですが、第3の1表、目的別歳出の決算額の推移を表したものです。

大きいものは、民生費、総務費、教育費、公債費、土木費の順となっております。

次に、5ページに移りまして、第3の2表は、性質別歳出の構成比です。

人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の割合は、前年度と比べて4.2ポイント、経常的経費の割合は1.0ポイント上昇しております。また、投資的経費の割合は3.7ポイント低下しております。

次に、6ページをお願いいたします。

第4の財政の弾力性です。第4表は、経常収支比率の推移を表したものです。

22年度の経常収支比率は83.2%で、前年度の87.2%と比べて4.0ポイント下がりがして、財政に弾力性が出てまいったものと考えております。

次に、7ページになります。

第5は、将来の財政負担であります。このうち、上のグラフ、第5の1表は、健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の推移を表しています。

22年度の決算では16.2%となり、前年度の17.7%と比べて1.5ポイント下がりました。

前年度と同様、起債の借り入れについては、同意で済むこととなります。

なお、グラフにも表示しておりますが、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっており、いずれも基準を下回っております。

下の第5の2表は、これも健全化判断比率の一つであります将来負担比率を表しています。これは、一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、地方公社も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。

平成22年度決算の数値は116.5%となり、前年度の104.2%と比べて12.3ポイント上がりましたが、本数値につきましても、早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど報告第4号でご説明いたします。

次に、8ページをお願いします。

第5の3表、市債現在高・借入額・償還額の推移を表したものです。

市債の現在高は、平成22年度末で272億7,233万2,000円となり、前年度と比べて8億5,372万7,000円増加しました。

次に、9ページになります。

第5の4表、市債現在高と交付税算入見込額を表しています。

棒グラフの平成22年度をご覧ください。短いほうが一般会計だけ、長いほうが全会計合わせたものとなります。

初めに、短いほうのグラフですが、一般会計の平成22年度末の市債現在高272億7,233万2,000円に對しまして、交付税算入見込額が205億8,575万7,000円と、約75.5%となっております。また、長いほうのグラフの全会計では、平成22年度末の市債現在高613億3,556万2,000円に對しまして、交付税算入額が304億5,864万9,000円と、約49.7%となっております。

なお、交付税算入見込額は、国の理論計算に基づき積算したものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

第6は、基金の現在高です。第6表は、一般会計の基金現在高の推移を表したものです。

平成22年度末における基金の総額は59億2,546万2,000円で、前年度と比べて2億2,195万4,000円増えております。増の主な理由は、財政調整基金が増えたことによるものであります。

なお、特別会計を含めた全基金の総額は、下の表にありますように62億4,267万3,000円となっております。前年度と比べて4,314万4,000円減少となっております。

以下、11ページは歳入歳出決算総括表、12ページは歳入の状況、13ページは市税徴収実績表、14ページは目的別歳出の状況、15ページは性質別歳出の状況でありまして、人口1人当たり及び1世帯当たりの額を表示しております。

16ページは目的別・性質別歳出決算の、これはクロス表となっております。17ページは目的別歳出の財源内訳表、18ページと19ページは目的別歳出における節別集計表です。

20ページは一部事務組合負担金の概況及び推移、それと小中学校及び保育所経費の推移となっております。なお、小中学校の経費は、学校建設費を除く経常経費を比較したのとなっております。

次に、21ページをお願いいたします。

市債現在高と交付税算入見込額ですが、起債の種類や交付税算入率などを他会計も含めて一覧を示したものです。なお、先ほども申し上げましたが、交付税算入率は、国の理論計算に基づき積算したものでございます。

また、23ページ以降の主な施策に関する事項は、22年度決算における主な施策の事業概要を、決算書の掲載ページ順に掲載してあります。これらも後ほどご覧いただければと思います。

以上で、資料による説明は終わりました、次に決算書によりご説明申し上げますので、お手元に決算書をご用意いただきたいと思います。

それでは、決算書によりご説明いたします。

3ページから17ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でありますので、説明は省略いたしまして、18ページの歳入からご説明いたします。

18ページです。左右見開きとなっております。右ページの収入済額という欄があります。そこをご覧いただきたいと思います。

なお、各款ごとの差引増減は、先ほど説明いたしました決算説明資料12ページにも記載してございます。

まず、1款の市税でございますが、収入済額68億5,617万8,998円で、前年度比1億3,128万8,911円、1.9%の減となっております。

市税のうち主な税目について、前年度との比較を申し上げますと、1項市民税、収入済額31億5,132万9,818円で、前年度比1億6,848万2,024円、5.1%の減、2項固定資産税は、収入済額28億5,448万7,089円で、前年度比1,928万6,743円、0.7%の増、3項軽自動車税は、収入済額1億3,719万5,288円で、前年度比408万3,104円、3.1%の増、4項市たばこ税は、収入済額4億5,672万464円で、前年度比1,192万6,298円、2.7%の増、7項都市計画税は、収入済額2億4,576万6,489円で、前年度比218万4,668円、0.9%の増となっております。

なお、市税については、先ほどの決算に関する説明資料の13ページに市税徴収実績表を掲載しております。

次に、決算書の20ページをお願いいたします。

2款地方譲与税は、収入済額3億8,221万5,273円で、前年度比754万174円、1.9%の減。

3款利子割交付金は、収入済額2,086万2,000円で、前年度比176万4,000円、7.8%の減。

4款配当割交付金は、収入済額813万9,000円で、前年度比215万3,000円、20.9%の減。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額447万2,000円で、前年度比81万8,000円、

15.5%の減となっております。

6 款地方消費税交付金は、収入済額 6 億7,787万円で、前年度比116万7,000円、0.2%の減となっております。

次に、22ページをお願いいたします。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額 1 億2,649万6,000円で、前年度比2,554万9,000円、16.8%の減。

8 款地方特例交付金は、収入済額 1 億6,526万4,000円で、前年度比5,352万4,000円、47.9%の増。

9 款地方交付税は、収入済額が91億4,051万7,000円で、前年度比 9 億6,892万1,000円、11.9%の増となっております。

内訳といたしまして、備考欄の 1 番、普通交付税が81億8,823万8,000円で、前年度比 9 億636万2,000円、12.4%の増。増の理由は、雇用対策・地域資源活用臨時特例費の創設などによるものです。

備考欄 2 番、特別交付税が 9 億5,227万9,000円で、前年度比6,255万9,000円、7.0%の増となっております。増の理由は、病院分の算入単価の増などによるものです。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,294万5,000円で、前年度比68万5,000円、5.0%の減となっております。

11款分担金及び負担金は、収入済額 6 億9,470万6,227円で、前年度比2,620万1,476円、3.6%の減です。

24ページをお願いいたします。

この減の主な理由ですが、保育所運営費負担金、それから学校給食費負担金などの減によるものです。収入の内容は、説明欄に記載のとおりです。

12款使用料及び手数料は、収入済額 4 億186万219円で、前年度比1,645万9,240円、4.3%の増となっております。増の主な理由は、26ページになります、この一番上ですね。雇用促進住宅に係る使用料の新設などによるものです。同じく、収入内容は説明欄記載のとおりでございます。

28ページをお願いいたします。

13款国庫支出金は、収入済額29億8,552万3,897円で、前年度比15億2,173万1,230円、33.8%の減となっております。減の主な理由は、一番下になりますが、1 目総務費国庫補助金に、昨年度は定額給付金事業費補助金が10億7,000万円ほどあったこと、それから国の経

済危機対策による地域活性化・経済危機対策臨時交付金が５億円あったこと等によるものです。

30ページをお願いいたします。

備考欄の一番上段になります。総務費国庫補助金ですけれども、３番、地域活性化・きめ細かな臨時交付金（繰越明許分）の２億9,905万2,000円は、これは駅周辺環境整備事業、それから消防庫整備事業等に対して交付されたものです。

２目２節児童福祉費国庫補助金の備考欄２番、次世代育成支援対策交付金2,110万7,000円は、地域子育て支援センター運営事業やつどいの広場事業など、旭市次世代育成支援行動計画に基づく子育て支援事業に対して交付されたものです。

４目１節道路橋梁費国庫補助金の備考欄２番、社会資本整備総合交付金1,899万3,000円は、蛇園南地区流末排水整備事業等に対して交付されたものです。

４節まちづくり交付金は、旭中央病院アクセス道などの事業に対して交付されたものです。

一番下段になりますが、６目２節小学校費国庫補助金の備考欄１番から３番の安全・安心な学校づくり交付金と、４番から、次の32ページになります、５番、６番の公立学校施設整備補助金は、中央小学校、それから矢指小学校の改築事業に対して交付されたものでございます。

このページの下の方になりますが、14款県支出金は、収入済額13億8,756万882円で、前年度比３億7,368万5,442円、21.2%の減となっております。減の主な理由は、農業費県補助金に係る事業の終了等によるものです。

少し飛びまして、36ページをお願いいたします。

上のほうの、２目３節児童福祉費県補助金の、これは備考欄５番、子育て安心応援事業費補助金は、私立おうめい保育園の改築事業に対して交付されたものでございます。

３目１節保健衛生費県補助金の備考欄３番目、子宮頸がん等ワクチン接種促進臨時基金事業費補助金は、新規事業として交付されたもの。

それから、４目１節労働諸費県補助金の備考欄２番、ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金は、アンテナショップ「おあがんな旭」の運営事業に対して交付されたものとなっております。

下から２行目の、10番、地域バイオマス利活用交付金は、循環型農業の確立と安定した畜産経営を図るため、堆肥生産施設等の整備に対して交付されたものでございます。

38ページをお願いします。

中ほどの、9目3節保健体育費県補助金の第65回国民体育大会会場地市町運営費補助金は、卓球競技会の開催のため、実行委員会の運営に必要な補助金として交付されたものでございます。

40ページをお願いします。

15款財産収入です。収入済額5,718万9,579円で、前年度比611万7,881円、12.0%の増となっております。増の主な理由は、次の42ページになりますが、2項1目1節土地売却収入の増でございます。

16款寄附金は、収入済額726万円で、前年度比594万3,000円、451.3%の増となっております。増の主な理由は、災害見舞金によるものでございます。

44ページになります。

17款繰入金は、収入済額5億7,960万4,562円で、前年度比2,738万7,903円、5.0%の増です。増の主な理由は、一番下になりますが、2項1目1節の財政調整基金繰入金によるものです。

46ページをお願いいたします。

18款繰越金は、21年度の決算剰余金で、16億4,031万1,517円、前年度比6億6,674万7,952円、68.5%の増となっております。

その下の19款諸収入は、収入済額4億1,510万6,379円で、前年度比945万3,703円、2.2%の減でございます。

48ページの20款市債です。収入済額36億2,090万円で、前年度比6億5,320万円、22.0%の増となっております。増の主な理由は、50ページの一番下になりますが、7目1節の臨時財政対策債の増によるもの、これがほとんどでございます。

以上で歳入の説明を終わりにさせていただきまして、続いて歳出を款ごとに、主な事業をご説明いたします。

○議長（林 一哉） 議案の補足説明は途中ですが、ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案第1号の補足説明を求めます。

財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長(加瀬正彦) それでは、休憩前に引き続き、ご説明を申し上げます。

続いて、歳出ということで、款ごとに主な事業をご説明申し上げます。

54ページをお願いいたします。

1款議会費は、支出済額2億490万460円で、前年度比867万4,656円、4.1%の減となっております。

次に、56ページになります。

下のほうになりますが、2款の総務費です。支出済額36億2,224万5,190円、前年度比10億1,103万8,926円、21.8%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許で4,000万円、事故繰越しで250万9,500円となっております。繰越明許は庁舎改修事業、事故繰越しは広域情報ネットワーク運用事業についての繰り越しでございます。

少し飛びまして、65ページをお願いいたします。

備考欄の7番、庁舎改修事業2,381万4,525円は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、海上支所に電算サーバー室の設置及び消防署海上分署を移設したものです。

次に、75ページをお願いいたします。

1項6目財産管理費の備考欄3番、財政調整基金積立金は、7億3,145万2,101円の積み立てを行ったものです。

次に、77ページになります。

1項7目企画費の備考欄3番、定住自立圏構想策定事業461万1,684円は、安心して暮らせる地域を形成し、人口流出の食い止めや定住を促進するため、定住自立圏形成方針の作成支援としての委託を行ったものです。

少し飛びまして、85ページになります。

1項10目地域振興費になりますが、備考欄の一番上、4番、市民まちづくり活動支援事業114万1,000円は、協働によるまちづくりの担い手育成のため、4団体が実施した各事業について助成したものです。

次に、86ページです。

1項11目諸費は、支出済額4,054万6,677円で、前年度比10億7,690万1,007円、96.4%の大幅な減となっておりますが、前年度に定額給付金給付事業があったことによるものです。

少し飛びまして、93ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴収費になりますが、備考欄の一番下、4番、緊急雇用創出固定資産台帳整備事業3,990万円は、住民サービスの向上と課税事務の適正化・効率化を図るため、土地及び家屋台帳の電子データ化等を行ったものです。

なお、総務費に係る主要事業でございますが、先ほどの決算に関する説明資料の23ページから32ページに記載してありますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、少し飛びまして、104ページをお願いいたします。

3款民生費です。支出済額72億1,238万3,136円で、前年度比15億1,552万6,877円、26.6%の増となっております。

翌年度繰越額は28億6,420万3,000円で、災害救助費及び保育所施設改修事業等について繰り越ししたものでございます。

少し飛びまして、115ページをお願いいたします。

1項2目障害者福祉費の備考欄12番、自立支援給付事業6億272万9,897円は、居宅介護をはじめ、各種の介護給付や訓練等の給付を行ったものです。

少し飛びまして、129ページをお願いいたします。

3項1目児童福祉総務費の備考欄7番、乳幼児紙おむつ給付事業3,615万684円は、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、2歳未満の乳幼児を養育する保護者に対して、紙おむつ購入券を給付したものです。

131ページになります。

2目児童措置費の備考欄2番、子ども手当給付事業10億7,929万4,553円は、次世代を担う子どもの成長と発達に資するため、児童手当に代わって新たな手当として給付したものです。

なお、民生費に係ります主要事業は、説明資料の33ページから42ページに記載してございます。

次に、少し飛びまして、144ページをお願いいたします。

4款衛生費です。支出済額15億9,335万6,066円、前年度比3,433万3,187円、2.2%の増となっております。

翌年度繰越額は700万円で、バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進事業として、旭市保健センターの改修工事費を繰り越ししたものでございます。

少し飛びまして、155ページをお願いいたします。

1項2目予防費の備考欄5番、感染症予防対策事業7,727万2,740円は、予防接種法に基づ

き、伝染のおそれがある疾病の発生・蔓延予防等のための予防接種や、新たに子宮頸がん等ワクチンなどの接種費用を助成したものです。

157ページをお願いします。

3目母子保健費の備考欄3番、乳幼児医療費助成事業1億80万8,057円は、保護者の経済的負担の軽減を図るため助成しているものでありまして、対象者を小学校3年生まで拡大して行いました。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の43ページから49ページに記載してございます。少し飛びまして、172ページをお願いいたします。

5款労働費です。支出済額3,174万5,739円で、前年度比128万2,256円、4.2%の増となっております。

次に、176ページ、6款の農林水産業費になります。支出済額9億2,652万5,909円、前年度比6億2,334万1,351円、40.2%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許で1,700万円、事故繰越しで561万2,250円となっております。繰越明許は保安林植栽事業、事故繰越しは農水産物直売施設整備事業等についての繰り越しであります。

少し飛びまして、185ページをお願いいたします。

1項3目農業振興費の備考欄9番、こだわり旭ブランド創出支援事業117万6,300円は、JAちばみどりの部会をはじめ、生産者組合等5団体が実施したブランド創出に向けての取り組みに支援を行ったものです。

187ページになります。

備考欄の上段、11番、「園芸王国ちば」強化支援事業9,662万1,000円は、生産力の強化拡大を支援することにより、高品質・安定的な生産販売体制を展開するため、鉄骨ハウスなどの施設整備経費の一部に対して補助を行ったものです。

次に、193ページをお願いいたします。

4目畜産振興費です。備考欄3番、地域バイオマス利活用推進事業4,022万5,000円は、循環型農業の確立と安定した畜産経営を図るため、堆肥生産施設等の整備経費の一部に対して助成したものです。

次に、203ページをお願いいたします。

3項4目漁港建設費の備考欄1番、水産基盤整備事業3,098万円は、漁船の安全確保と漁業経営の安定を図るため、飯岡漁港の外西堤防等の整備としゅんせつ等を行ったものです。

なお、農林水産業費に係る主要事業は、説明資料の50ページから59ページに記載してござ

います。

次に、7款商工費は、支出済額3億5,753万7,788円、前年度比2,813万1,739円、7.3%の減となっております。翌年度繰越額は50万円で、消費者保護対策事業として、啓発用リーフレット購入費等を繰り越ししたものであります。

209ページになります。

1項2目商工振興費の備考欄7番、ふるさと雇用再生ふるさと産品ショップ運営事業1,806万5,199円は、雇用の創出と中心市街地の活性化を図るため、空き店舗を活用してアンテナショップを開設したものであります。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の60ページから64ページに記載しております。少し飛びまして、216ページになります。

8款土木費は、支出済額29億3,410万7,985円、前年度比5億7,092万3,942円、16.3%の減で、翌年度繰越額は、繰越明許費12億6,728万6,000円、事故繰越し8,122万6,300円となっております。翌年度への繰越事業としましては、旭中央病院アクセス道整備事業、文化の杜公園整備事業ほか11事業でございます。

少し飛びまして、229ページになります。

2項3目道路新設改良費の備考欄5番及び6番の蛇園南地区流末排水整備事業は、繰越明許分を含めて7,792万7,850円で、同地区の排水改善のため、平成21年度から26年度事業として実施しているものです。

次のページ、231ページになります。

備考欄7番、8番、9番の旭中央病院アクセス道整備事業は、21年度からの繰越分及び事故繰越しを含めて6億6,199万2,311円となりますが、橋梁設計、用地購入、物件補償、道路改良工事を行ったものです。

以降、14番まで、表示のとおり、各道路新設改良事業を行ったものでございます。

次に、235ページをお願いいたします。

4目橋梁維持費の備考欄1番、橋梁維持補修事業は、21年度からの繰越分2,401万4,500円で、老朽化した関戸橋の架け替え工事を行ったものです。

239ページをお願いいたします。

3項2目街路費の備考欄3番、街路整備事業1億1,140万1,706円は、谷丁場遊正線の調査設計委託、道路新設工事、用地取得、物件補償などを行ったものです。

少し飛びまして、247ページをお願いいたします。

4目公園費の備考欄7番、文化の杜公園整備事業と、次のページの備考欄8番の同事業の事故繰越し分を含めまして、2億1,434万9,555円となりますが、公園整備工事、用地取得などを行ったものです。

253ページをお願いいたします。

4項1目住宅管理費の備考欄6番、7番、8番は雇用促進住宅に係る事務費、管理費、基金積立金であります。独立行政法人雇用・能力開発機構から取得した住宅について、22年4月1日から管理を行っているものでございます。

なお、土木費に係ります主要事業は、説明資料の65ページから80ページに記載しております。

次に、一番下になります。9款消防費は、支出済額10億8,979万492円、前年度比6億2,874万7,449円、36.6%の減となっております。減の主な理由は、前年度に防災行政無線統合整備事業6億4,000万円ほどがあったことなどによるものです。

次に、257ページ、1項1目常備消防費の備考欄4番、消防車両整備事業3,069万6,851円は、飯岡分署配備の災害対応特殊消防ポンプ自動車1台を購入したものです。

次の備考欄5番は同事業の繰越明許費分でありまして、3,068万4,950円は、消防署配備の高規格救急自動車1台を購入したものです。

次に、261ページをお願いいたします。

2目非常備消防費の備考欄の一番下、5番、消防庫整備事業1,487万9,550円と、次のページの備考欄6番、同事業の繰越明許費分3,152万4,029円は、海上地区1棟、干潟地区2棟の消防庫の改築を行ったものです。

265ページをお願いいたします。

3目災害対策費の備考欄4番、非常通信設備整備事業1,122万4,500円は、災害時等非常時における連絡体制確保のため、非常通信設備の実施設計業務を行ったものです。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の81ページから86ページに記載しております。

次に、下段のほうになります。

10款の教育費です。支出済額33億2,017万3,839円、前年度比3億2,875万5,313円、11.0%の増で、翌年度繰越額は、繰越明許費8億1,200万5,000円、事故繰越し1,049万295円となっております。翌年度への繰越事業としましては、矢指小学校改築事業ほか10事業でございます。

次に、271ページをお願いいたします。

1 項 2 目事務局費の備考欄の下のほうになりますが、9 番、学校いきいきプラン事業 1,060 万円は、22 年度からの新規事業でありまして、各学校が特色ある学校づくりを目指すため助成をしたものです。

次に、281 ページになります。

2 項 1 目学校管理費の備考欄 4 番と 5 番は中央小学校改築事業で、21 年度からの繰越分を含めた 3 億 5,495 万 9,747 円は、北校舎改築工事などを行ったものです。

その下の備考欄 6 番と 7 番は矢指小学校改築事業で、21 年度からの繰越分を含めた 4 億 2,383 万 4,000 円は、校舎改築工事や太陽光パネル設置工事などを行ったものです。

285 ページをお願いいたします。

2 目教育振興費の備考欄 8 番、緊急雇用創出小学校基礎学力支援員配置事業 395 万 9,900 円は、個別指導の充実のため、小学校 4 校へ支援員を配置したものです。

少し飛びまして、291 ページをお願いいたします。

3 項 1 目学校管理費の備考欄 6 番と 7 番は第一中学校改築事業で、21 年度からの繰越分を含めた 3 億 5,817 万 2,500 円は、屋外運動場整備工事や太陽光パネル設置工事などを行ったものです。

次に、295 ページをお願いいたします。

2 目教育振興費の備考欄 8 番、緊急雇用創出中学校基礎学力支援員配置事業 161 万 5,970 円は、小学校と同様に、個別指導の充実のため、飯岡中学校へ支援員 1 名を配置したものです。

少し飛びまして、325 ページをお願いいたします。

4 項 12 目大原幽学記念館費の備考欄 3 番、大原幽学記念館管理費 1,979 万 2,500 円は、21 年度からの繰越明許費分で、エレベーター設置工事を行ったものです。

331 ページになります。

5 項 1 目保健体育総務費の備考欄 2 番、スポーツ振興事業 1,607 万 7,449 円は、次のページの上から 2 行目、旭市民体育祭補助金 534 万 7,945 円が新規事業でありまして、市民の一体感の醸成のため実施したものであります。

その下の備考欄 3 番、国民体育大会開催事業 4,177 万 2,699 円は、ゆめ半島千葉国体旭市実行委員会補助金等でありまして、選手及び指導者の育成や、「医療・福祉、食、交流の郷あさひ」を全国に紹介することができました。

なお、教育費に係る主要事業は、説明資料の 87 ページから 107 ページに記載してございます。

次に、348ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、支出済額1,246万3,552円で、翌年度繰越額は1億3,753万4,000円となっております。

次のページ、3項1目道路橋梁災害復旧費1,195万3,095円、それから4項1目の公立学校施設災害復旧費4万7,250円、3目の保健体育施設災害復旧費46万3,207円は、3月11日の東日本大震災により被災した各施設を応急復旧したものであります。

12款公債費は、支出済額31億6,473万6,027円で、前年度比4,217万9,711円、1.4%の増となっております。増の主な理由は、合併特例債と臨時財政対策債の償還額の増などによるものです。

以上で、歳出の説明を終わりにさせていただきます。

それでは、最後に財産に関する調書についてご説明いたします。恐れ入りますが、決算書の一番後ろのほうから4枚ほど戻っていただきますと、554ページ、ここが財産に関する調書になります。

その1番、公有財産の土地及び建物についての異動状況をご説明申し上げます。

最初に、土地の増減ですが、その他の行政機関のうち消防施設という欄があります。そのところの増は、干潟分署及び消防団機庫2件ほかの用地に錯誤等があったため、増となったものです。

次に、下にいきまして、公共用財産のうち学校の増、これは海上中学校用地として買収したものが1,021平方メートル、矢指小学校用地について再精査した結果、1,234.12平方メートルが増となったものであります。

次に、公園、この面積の増は、旭文化の杜公園用地として土地開発公社から買い戻したものが3,105.46平方メートル、袋公園用地として買収したものが4,132.76平方メートル、パークゴルフ場ほか2件、これは7,285平方メートルですけれども、すぐ下のその他施設に計上されていたものから種別替えをしたものでございます。

次に、その他の施設7,862.66平方メートルの増でございますけれども、これは海上キャンプ場用地のうち普通財産として計上していたものがございました。これをこちらのほうに戻す。それとパークゴルフ場ほか2点の種別替え、それから水防倉庫等の取り壊しに伴う種別替えでございます。

次に、普通財産になります。田畑20.69平方メートルの増は、農道整備に伴い道路敷の一部として千葉県へ売り払いしたもの、これの重複引き落としがあったため修正を行いました。

次に、宅地の減ですが、海上キャンプ場用地を行政財産へ、先ほどのところですが、それと水防倉庫用地等を普通財産に種別替えということです。

次に、建物の木造の増減ですが、公共用財産のうち学校の増は、中和小学校の屋外トイレの新設。

次の公営住宅の減がございます。これは双葉団地ほか1件の取り壊し等によるものでございます。

次に、その他施設の減がございます。ここについては、大原幽学遺跡史跡公園キャンプ場等の廃止により、バンガロー、炊事棟ほかを取り壊したことが主なものであります。

次に、普通財産のうち宅地の増があります。これは飯岡地区の古内書院、これが普通財産と行政財産の記載違いがあったため、それぞれで増減して修正を行うものでございます。

次に、建物の非木造の増減です。本庁舎の減、これは海上支所倉庫、それから干潟支所倉庫について再調査の結果、若干の誤差が生じていたため修正を行うものでございます。

次に、その他の行政機関のうち消防施設の増は、消防庫の建て替え等による増でございます。

次に、公共用財産のうち学校の増は、中央小学校の北校舎新設等によるものでございます。

次に、公営住宅の増、これは下永井団地のゴミステーションの増です。

次に、公園の増は、椎名内浜公衆トイレの新設等によるものでございます。

次に、その他の施設の減、これは大原幽学遺跡史跡公園キャンプ場のトイレ、それから動物舎等の取り壊し等によるものです。

次に、普通財産のうち宅地の増、これは先ほど申し上げました飯岡地区の古内書院倉庫の記載に、やはり同じく普通財産と行政財産との錯誤があったため、修正を行うものでございます。

次に、556ページをお願いいたします。

有価証券になります。3,000万円の増で、年度末現在高は1億8,315万円となりました。増の理由としましては、株式会社千葉県食肉公社の株券の増によるものです。

(3) 出資による権利ですが、6,966万5,000円の増で、年度末現在高は31億2,496万8,000円となりました。増の理由としては、東総広域水道企業団への出資金の増によるものです。

次に、右側の557ページになりますが、2の物品の増減内容でございます。

乗用車2台と貨物自動車2台の減及び軽自動車5台の減は、乗用車及び貨物自動車のうち各1台が震災によるもので、その他は老朽化等によるものです。

次に、バス 1 台の増は、干潟地区のコミュニティバス宝くじ号で、財団法人日本宝くじ協会の全額助成により 1 台購入したもの。それから、消防車 1 台の増は、消防団本部に防災活動車として財団法人日本消防協会より寄贈されたものでございます。なお、このほか、救急自動車 1 台が高規格車に更新を行っておりまして、これで救急自動車全車両が高規格車となっております。

次の558ページから560ページまでは、平成22年度末の基金の現在高であります。

主なものといたしまして、（１）の中の一般財政調整基金、これが20億7,814万2,000円、（２）の減債基金が7,557万5,000円、（３）の庁舎整備基金が6億61万5,000円、（４）の地域振興基金が19億5,029万1,000円となっております。

以上で、議案第 1 号、平成22年度旭市一般会計決算についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） 議案第 2 号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成22年度の国保事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は 1 万3,451世帯で、前年度比41世帯、0.3%の減であります。また、被保険者数は 2 万8,979人で、前年度比476人、1.6%の減であります。年度末の加入割合は、世帯比で55.9%、人口比で41.7%となっております。被保険者数の内訳であります、一般被保険者が 2 万7,876人で、前年度比611人、2.1%の減であります。退職被保険者は1,103人で、前年度比135人、13.9%の増であります。介護保険 2 号被保険者は 1 万2,293人で、前年度比17人、0.1%の減となっております。

次に、国民健康保険税の税率について申し上げますと、医療給付費分が、所得割6.5%、資産割30%、均等割 1 万2,000円、平等割 2 万円。介護納付金分が、所得割1.2%、均等割 1 万2,000円。後期高齢者支援金分が、所得割1.5%、均等割 1 万2,000円。課税限度額は、医療給付費分が47万円、介護納付金分が 9 万円、後期高齢者支援金分が12万円であります。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

357ページをお開きください。

まず、事業勘定において、歳入決算額は88億8,366万4,478円で、前年度比5.6%の増とな

り、歳出決算額については83億8,218万7,933円で、前年度比0.1%の減となっております。

366ページをお開きください。

歳入歳出差引残額 5 億147万6,545円につきましては、平成23年度財政調整基金へ 2 億5,100万円を積み立てまして、残額 2 億5,047万6,545円は繰越金とするものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

376ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は24億1,764万886円となり、前年度比で5.6%の減となっております。不納欠損額は 1 億4,307万3,056円で、収入未済額は13億5,335万8,856円でございます。

1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は14億8,313万801円となり、収納率は86.82%であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分の収入済額は 4 億4,251万7,487円となり、収納率は85.52%であります。

3 節介護納付金分現年課税分の収入済額は 2 億238万3,351円となり、収納率は85.42%でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は7,542万5,779円となり、収納率は93.12%であります。

2 節後期高齢者支援金分現年課税分の収入済額は2,204万4,522円となり、収納率は92.27%であります。

3 節介護納付金分現年課税分の収入済額は1,929万6,058円となり、収納率は92.03%であります。

保険税 1 人当たりの調定額は、医療給付費分が 6 万1,746円で、前年度比で2,410円、3.8%の減、介護納付金は 2 万979円で、前年度比で923円、4.2%の減、後期高齢者支援金分が 1 万8,681円で、前年度比で577円、3.0%の減でありました。

378ページをご覧ください。

4 款国庫支出金の収入済額は27億5,231万7,432円となり、前年度比12.9%の増であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分の収入済額は21億3,679万2,542円となり、前年度比13.2%の増であります。内訳は、療養給付費負担金が15億4,463万958円で、後期高齢

者支援金負担金が3億9,046万5,065円、介護納付金負担金が2億169万6,519円であります。

2目高額医療費共同事業負担金の収入済額は4,558万1,473円であります。

3目特定健康診査事業費等負担金は1,556万2,000円であります。

380ページをご覧ください。

2項1目財政調整交付金の収入済額は5億4,090万8,000円で、前年度比12.6%の増であります。内訳は、普通調整交付金として4億5,692万6,000円、特別調整交付金として8,398万2,000円であります。

5款1項1目療養給付費等交付金は、退職被保険者等のうち65歳未満の方の医療費に対する交付金で、収入済額は2億9,677万8,338円となり、前年度比44.4%の増であります。

6款1項1目前期高齢者交付金は、65歳以上74歳以下の方に係る医療費への交付金となります。収入済額は6億8,716万2,701円となり、前年度比14.3%の減であります。

382ページをご覧ください。

7款県支出金、1項1目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の4,558万1,473円でございます。

2目特定健康診査事業費等負担金は、国庫負担金と同額の1,556万2,000円でございます。

2項1目県財政調整交付金は4億1,148万9,000円で、前年度比9.8%の増であります。

8款共同事業交付金の収入済額は11億7,302万3,700円で、前年度比20.2%の増となっております。その内訳を申し上げますと、1項1目高額医療費共同事業交付金の収入済額については2億6,306万7,909円で、前年度比65.8%の増となっております。これは、高額医療費のうち、1か月につき80万円を超えるものについて交付の対象になるものでございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、その収入済額は、9億995万5,791円で、前年度比11.4%の増となっております。内容としましては、高額医療費のうち、1か月につき30万円を超え80万円以下のものが交付の対象となっております。

10款の繰入金について申し上げます。384ページをご覧ください。

1項1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金は、収入済額が1億7,526万6,018円となり、前年度比4%の増であります。内訳は、保険税軽減分が1億3,334万4,000円、保険者支援分が4,192万2,018円であります。

2節職員給与費等繰入金の収入済額は5,169万9,000円となり、前年度比24.7%の増であります。

3節出産育児一時金等繰入金の収入済額は3,957万3,000円となり、前年度比2.2%の減で

あります。

4 節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は1,889万3,000円となり、前年度比8.3%の減であります。

5 節その他一般会計繰入金の収入済額は5億5,000万円となっております。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金の収入済額は1億8,600万円となり、前年度比58.3%の減であります。

11 款繰越金の収入済額は1,082万5,557円で、前年度比94.6%の減であります。

12 款諸収入の収入済額は5,099万6,649円で、主なものは、保険税に係る延滞金や特定健診の受託収入、並びに交通事故等による第三者納付金であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

390ページをご覧ください。

1 款総務費の支出済額は6,133万3,526円となり、前年度比66.9%の増であります。

1 項1 目一般管理費の4,993万916円は、国保事業の管理運営費で、前年度比91.8%の増であります。

392ページをご覧ください。

2 款保険給付費の支出済額は53億5,898万2,608円となり、前年度比5.6%の増であります。

1 項療養諸費の支出済額は47億886万6,319円となり、前年度比4.7%の増であります。

394ページをご覧ください。

2 項高額療養費の支出済額は5億7,694万8,619円となり、前年度比14.6%の増であります。

398ページをご覧ください。

3 款後期高齢者支援金の支出済額は11億9,250万8,262円となり、前年度比8.8%の減であります。

4 款前期高齢者納付金の支出済額は206万9,961円となり、前年度比44.4%の減であります。

400ページをご覧ください。

6 款介護納付金の支出済額は5億9,322万5,056円となり、前年度比6.4%の増であります。

7 款共同事業拠出金の支出済額は10億3,410万8,962円で、前年度比7.1%の減であります。その主な内容を申し上げますと、1 項1 目高額医療費共同事業拠出金は1億8,232万5,894円で、前年度比2.2%の減であります。2 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明しましたが、1 か月30万円を超え80万円以下の高額医療費が対象でありまして、その支出済額は8億5,178万1,047円で、前年度比8.0%の減であります。

す。

402ページをご覧ください。

8款保健事業費は1億688万296円となり、前年度比2.2%の増であります。

404ページをご覧ください。

11款諸支出金3,276万8,138円は、その主なものは、406ページになりますが、国保税の還付と、国・県からの直営診療所への補助金の繰り出し、並びに国及び社会保険診療報酬支払基金への実績に伴う精算であります。

少し飛びまして、426ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書は記載のとおりでございます。

それでは、367ページにお戻りいただきたいと思います。

施設勘定、滝郷診療所の決算について、ご説明申し上げます。歳入決算額は8,209万4,033円となり、前年度比3.0%の減となっております。歳出決算額は6,779万6,902円となり、前年度比1.3%の減となります。

372ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額1,429万7,131円につきましては、平成23年度財政調整基金へ750万円を積み立てまして、残額679万7,131円は繰越金とするものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

それでは、飛びまして、412ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款診療収入の収入済額は6,604万2,758円となり、前年度比1.1%の増でございます。

2款使用料及び手数料の収入済額は8万6,900円となっております。内容は、往診等に係る手数料でございます。

414ページをご覧ください。

6款繰入金の収入済額は740万円となっております。

7款繰越金の収入済額は789万3,109円であります。

8款諸収入の収入済額は63万2,740円で、主な内容は、医師派遣並びに校医及び保育所嘱託料等でございます。

続いて歳出になりますが、420ページをお開きください。

1款総務費ですが、支出済額は3,246万4,370円となり、前年度比6.6%の減となっております。

ます。

422ページをご覧ください。

2款医業費ですが、これは医薬品や器材の購入費でありまして、支出済額は3,513万4,791円となり、前年度比5.5%の増であります。

427ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第2号、平成22年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） それでは、休憩前に引き続きまして、議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成20年度に後期高齢者医療制度が発足したことに伴い、平成20年3月診療分をもちまして老人保健制度が終了いたしましたので、平成21年度と同様に過去の過誤調整等の精算事務を行い、平成22年度末をもって終了したことを報告いたします。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

429ページをお開きください。

歳入決算額は3,329万5,011円となり、前年度比64.3%の減となっております。歳出決算額は2,606万8,389円となり、前年度比56.9%の減であります。

434ページをお開きください。

歳入歳出差引残額は722万6,622円であり、これを平成23年度において一般会計の雑入とし

て入金したところであります。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により、主な項目についてご説明申し上げます。

438ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金の収入済額は285円で、その内容は、過年度分の医療費交付金であります。

5 款繰越金の収入済額は3,278万4,273円となり、前年度比57.8%の減であります。

6 款諸収入の収入済額は51万453円で、その内容は診療報酬返還金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

444ページになります。

1 款総務費の支出済額は12万4,740円となり、前年度比15.5%の減であります。

2 款医療諸費の支出済額は10万5,249円となり、前年度比58.8%の減であります。

3 款諸支出金の支出済額は2,583万8,400円となり、前年度比57.0%の減であります。この内容は、支払基金等への返還金として、1 項 1 目償還金583万8,400円と、446ページになりますが、2 項 1 目一般会計繰出金2,000万円で、これは一般会計から繰り入れていた分を精算に向けて返還したものであります。

448ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりです。

以上で、議案第3号、平成22年度旭市老人保健特別会計決算について、補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成22年度の後期高齢者医療の状況について申し上げます。

被保険者数の年間平均は8,705人で、前年度比217人、2.6%の増であります。被保険者数の内訳は、一部負担金の割合で、3割負担の方が353人で、前年度比6人、1.7%の減、1割負担の方は8,352人で、前年度比223人、2.7%の増となっております。

保険料につきましては、平成22年度に見直しが行われました。千葉県下での均一の保険料がございしますが、旭市におきましては、過去の高齢者にかかる医療費が低いということから、減額された率で設定されており、均等割は県下均一で年額3万7,400円のところを、旭市在

住の方につきましては、3,300円安い3万4,100円となっております。所得割につきましても、7.29%のところを、0.65ポイント低い6.64%となっております。また、限度額につきましては、県下一律50万円となっております。

なお、保険料の軽減につきましては、世帯の所得の状況に応じまして、均等割においては9割・8.5割・5割・2割の軽減措置がとられ、所得割においても5割軽減がとられたものであります。また、国民健康保険以外の健康保険の被扶養者であった方は、所得割はかからず、均等割も9割軽減されております。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

449ページをお開きください。

歳入決算額は4億2,123万9,437円で、前年度比5.4%の増となり、歳出決算額は4億1,284万1,683円で、前年度比6.7%の増となっております。

歳入歳出差引残額は、454ページにございますように839万7,754円でありまして、23年度へ繰越金とするものです。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により、主な項目についてご説明申し上げます。

458ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款保険料の収入済額は2億9,225万2,100円となり、前年度比で5.5%の増となっております。収納率は98.78%であります。不納欠損額は50万9,400円で、収入未済額は309万9,100円であります。

1 項 1 目後期高齢者医療保険料、1 節現年度分特別徴収保険料の収入済額は2億750万2,400円となり、収納率は100%であります。

2 節現年度分普通徴収保険料の収入済額は8,332万3,300円となり、収納率は97.62%であります。

3 節滞納繰越分普通徴収保険料の収入済額は142万6,400円となり、収納率は47.51%であります。

2 款繰入金の収入済額は1億1,436万2円で、前年度比3.7%の増となっております。これは、徴収事務費等に係る経費と、保険料の軽減分に対する県と市の負担分を繰り入れたものでございます。

3 款繰越金の収入済額は1,277万6,981円となっており、前年度比16.2%の増となっており

ます。

4 款諸収入の収入済額は185万354円となり、前年度比29.1%の増となっております。この主な内容は、保険料の延滞金及び還付金収入と、広域連合に代わって作成した帳票類の業務委託金であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

464ページになります。

1 款総務費の支出済額は942万5,881円となり、前年度比2.8%の減であります。

1 項 1 目一般管理費の745万2,238円は、広域連合に代わって各種の届け出を処理するための事務的経費で、前年度比2.9%の減であります。

2 項 1 目徴収費の197万3,643円は、保険料の徴収に要した経費で、前年度比2.3%の減であります。

2 款広域連合納付金の支出済額は 4 億309万9,502円となり、前年度比6.9%の増であります。これは、徴収した保険料と低所得者等の保険料軽減分を、保険基盤安定拠出金として広域連合に納付したものであります。

466ページになります。

3 款諸支出金の支出済額は31万6,300円となり、前年度比3.1%の減であります。これは保険料還付金であります。

468ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりであります。

以上で、議案第 4 号、平成22年度旭市後期高齢者医療特別会計決算についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第 5 号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第 5 号、平成22年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成22年度末における介護保険の被保険者数等の状況について申し上げます。

65歳以上の第 1 号被保険者数は 1 万6,336人で、対前年111人、0.7%の減であります。65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率は23.4%で、前年と同率でございます。要介護認定者

数は2,300人で、対前年134人の増、伸び率6.2%で、第1号被保険者数に占める割合は13.5%で、対前年0.8ポイントの増です。

それでは、決算書についてご説明いたします。

469ページをお開きください。

歳入歳出予算額38億1,100万円に対し、歳入決算額は38億520万9,632円で、対前年5.1%の増です。歳出決算額は37億5,137万6,398円で、対前年4.5%の増で、歳入歳出差引残額は5,383万3,234円です。

次の470ページから474ページの歳入歳出決算の内容については、475ページからの歳入歳出決算事項別明細書によりご説明いたします。

476ページは、歳入の事項別明細書の総括です。

次のページ、478ページの歳入から、決算の内容について順を追ってご説明いたします。

1 款保険料は、収入済額 5 億9,709万5,867円、対前年0.8%の増で、収納率は95.6%です。3行下になります。1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料は 5 億5,067万8,975円で、収納率は100%です。

2 節現年度分普通徴収保険料は4,370万1,614円で、収納率は80.2%です。

3 節過年度分普通徴収保険料は271万5,278円で、収納率は14.0%です。

2 款国庫支出金は、収入済額 8 億7,934万2,290円で、対前年6.2%の増です。内容は、介護給付費負担金並びに調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれルール分です。

3 款支払基金交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、収入済額は11億266万6,334円で、対前年6.9%の増です。内容は、介護給付費交付金と地域支援事業支援交付金のルール分です。

480ページになります。

4 款県支出金は、収入済額 5 億5,900万7,028円で、対前年8.1%の増です。内容は、国庫支出金と同様、介護給付費負担金と地域支援事業交付金のルール分です。

6 款繰入金は、1 項の一般会計繰入金として、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及び事務費繰入金で、5 億3,186万8,000円、2 項の基金繰入金として、482ページになりますが、介護保険給付費準備基金から8,806万9,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金から1,041万2,749円を繰り入れいたしました。繰入金の総額は 6 億3,034万9,749円で、対前年9.0%の増となりました。

7 款繰越金は、収入済額2,950万7,525円で、前年度からの繰越金です。

8 款諸収入は、収入済額705万4,299円で、内訳といたしましては、第三者納付金62万3,988円と地域支援事業利用収入345万1,554円、雑入297万8,757円で、備考欄記載のとおりです。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次は、486ページになります。

歳出の主なものについて、ご説明を申し上げます。

1 款総務費は、支出済額4,373万8,414円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等です。

一番下の欄になります。3 項 1 目介護認定審査会費は、審査会に係る経費2,227万7,504円で、審査回数は96回、審査件数は2,994件です。

488ページになります。

2 目認定調査費は、認定調査に係る経費1,360万3,643円で、調査件数は3,119件です。

490ページになります。

2 款保険給付費は、支出済額36億1,149万682円で、対前年 1 億9,439万6,348円の増、伸び率5.7%です。保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,439人、地域密着型サービスが91人、施設サービスが544人で、合計2,074人です。

1 項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費です。

主なものは、1 目居宅介護サービス給付費は12億5,725万6,845円です。

2 目地域密着型介護サービス給付費は 2 億4,557万6,196円で、原則として旭市民が利用できるサービスで、認知症対応型のグループホームと小規模特別養護老人ホーム等が該当します。

3 目施設介護サービス給付費は16億1,116万9,627円で、月平均の施設入所者数は544人です。内訳は、老人福祉施設343人、老人保健施設196人、療養型医療施設 5 人です。

492ページです。

6 目居宅介護サービス計画給付費は 1 億7,859万7,397円で、ケアプラン作成費です。

2 項介護予防サービス等諸費は9,462万7,169円で、要支援者の保険給付費です。

494ページです。

中段下になります。3 項 1 目審査支払手数料は395万8,950円で、国保連合会の介護給付費に係る審査支払手数料で、5 万2,786件分です。

4 項高額介護サービス等費は5,535万631円で、利用者負担が高額になったときに支給する

もので、5,392件分です。

496ページです。

5 項高額医療合算介護サービス等費は742万8,953円で、介護保険の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額になったとき、所得区分により定められた限度額を超過した部分について軽減するもので、支給件数は289件です。

6 項特定入所者介護サービス等費は1億4,262万9,110円で、低所得者対策としての補足給付に係るもので、23年2月末における食費・居住費の負担限度額認定者は535人、介護老人福祉施設旧措置入所者に係る減額・免除認定者は20人で、軽減対象者の合計は555人でした。

498ページになります。

4 款基金積立金は、支出済額18万6,540円です。これは利子分を積み立てたもので、平成22年度末の介護保険給付費準備基金の残高は1億9,388万9,981円です。

500ページになります。

5 款地域支援事業費は、支出済額5,784万5,678円です。地域支援事業の主なものは、1 項1 目介護予防特定高齢者施策事業費の備考欄2番、通所型介護予防事業212万7,267円は、介護予防拠点（パワーアップセンター）において、運動器による機能向上等の予防事業を行ったもので、対象者は延べ127人です。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費の備考欄4番、高齢者筋力向上トレーニング事業967万500円は、あさひ健康福祉センターで行っている事業で、1日の平均利用者は18人です。

502ページです。

2 項1 目包括的支援事業費の備考欄3番、総合相談・支援事業で、13委託料500万円は、市内五つの事業所に在宅介護支援センター事業を委託したものです。

504ページです。

3 項1 目任意事業費は2,144万3,356円で、主なものは、備考欄記載のとおり1番、家族介護用品給付事業、2番、介護相談員派遣事業、3番、配食サービス事業等を行いました。

506ページになります。

6 款諸支出金は、支出済額3,811万5,084円で、主なものは、1 項2 目償還金3,773万1,358円で、21年度保険給付費の精算による国、県、支払基金及び一般会計への返還金です。

以上で歳出関係の説明を終わります。

次は、508ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりです。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 増田富雄 登壇）

○下水道課長（増田富雄） 議案第6号、平成22年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、公共下水道の整備状況についてご説明申し上げます。

平成23年3月末の供用開始区域は167.6ヘクタールで、処理区域内人口は5,872人、供用人口は3,470人であります。

普及率は、行政区域内人口6万8,617人に対して、処理区域内人口5,872人で、8.6%となっており、前年度比0.1ポイント増であります。また、水洗化率は処理区域内人口5,872人に対して供用人口3,470人で、59.1%、前年度比1.3ポイント増となっております。

なお、供用開始区域167.6ヘクタールは、事業認可区域202ヘクタールに対して83%が整備されたことになります。

それでは、決算書の509ページをお開きください。

平成22年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入11億4,829万7,434円、歳出10億6,196万1,589円で、514ページとなりますが、歳入歳出の差引額は8,633万5,845円となり、翌年度への繰越金であります。

歳入歳出決算額の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

518ページをお開きください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、受益者負担金2,805万3,400円で、これは、18年度から22年度に賦課した負担金の5年分割したうちの22年度納付分と、一括納付分等の合計であります。なお、22年度の受益者負担金の納付率は50.7%であります。

2款使用料及び手数料ですが、使用料は6,478万2,088円、納付率は95.2%であります。手数料12万20円は、下水道排水設備指定工事店の登録手数料等であります。

3款国庫支出金は2億7,717万9,000円であり、中央汚水ポンプ場及び処理場建設工事費並びに管渠建設事業費に対する補助金で、うち7,672万4,000円が処理場等建設工事費の繰越明許分であります。

5款繰入金は4億1,221万4,000円で、支出に対する収入の不足額を繰り入れたものでござ

います。

6 款繰越金は7,735万4,636円で、前年度からの繰越金及び繰越明許費繰越金であります。

520ページをお開きください。

7 款諸収入は265万9,527円で、消費税及び地方消費税還付金254万8,767円が主なものでございます。

8 款市債は2 億8,590万円でありまして、内容といたしましては、補助裏分2 億3,880万円、単独分2,340万円、特別措置分2,370万円で、うち繰越明許分は6,900万円であります。

次に、歳出について説明申し上げます。

524ページをお開きください。

1 款総務費は6,929万2,952円で、これは給料・手当等の人件費及び需用費等の事務費でございます。

526ページをお開きください。

2 款事業費は7 億2,339万1,667円であります。

1 項の管理費は1 億2,945万1,269円で、人件費や運転業務委託料、汚泥等運搬処理業務委託料などがございます。不用額の1,240万6,731円の主な内容といたしましては、運転業務委託及び水質分析委託における入札執行残、汚泥処理に係る汚泥等運搬処理量が少なかったこと、維持管理において補修工事が少なかったこと等によるものでございます。

528ページをお開きください。

2 項の工事費は5 億9,394万398円であります。

主な内容といたしましては、13節委託料で5 億973万1,500円、ポンプ場等整備委託料及び処理場等整備委託料並びに面整備等委託料でありまして、うち1 億5,344万8,000円が処理場等整備委託料の繰越明許分でございます。

15節工事請負費は7,509万1,800円で、イの網戸、ニの袋地先の面整備工事及び21年度整備地区の舗装復旧工事等を行ったものでございます。

なお、不用額2,835万602円の主な内容といたしましては、13節委託料及び15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金で、管渠工事に伴う水道管の切廻し工事に係る負担金が不要となったことによるものでございます。

530ページをお開きください。

3 款公債費は2 億6,927万6,970円で、起債借入金の元金及び利子の償還金でございます。

532ページは、平成22年度旭市下水道事業特別会計実質収支に関する調書で、記載のとお

りでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第7号、平成22年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成22年度末におけます農業集落排水事業の状況について申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料、薄い3ページの資料でございます。これに基づきまして説明させていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

1の普及状況であります、平成22年度全体の処理区域内人口2,189人に対しまして、使用人口は1,542名で、普及率は70.4%であります。

それ以外につきましては説明を省かせていただきます。

それでは、決算書につきまして説明をさせていただきます。

厚いほうの決算書、最初に533ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算額5,140万円に対しまして、歳入決算額につきましては5,001万8,401円で、予算額に対する割合は97.3%であります。歳出決算額につきましては4,349万4,934円で、予算額に対する割合は84.6%であります。

次に、534ページから538ページ、この歳入歳出決算の内容につきましては、後ほどの歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

542ページ、ここをお開きいただきたいと思います。

歳入につきまして、ご説明いたします。

1款分担金及び負担金の収入済額は84万円であります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区と琴田地区の現年度分、各1件ずつでございます。

収入未済額につきましては540万8,000円でありまして、未納件数は、過年度分で江ヶ崎地区6件、琴田地区8件でございます。

2款使用料及び手数料は1,501万1,114円でありまして、処理施設の使用料であります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区現年度分1,049万8,844円、過年度分7万2,240円、琴田地区

現年度分444万30円であります。

3款繰入金は2,840万9,000円でありまして、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れさせていただいたものでございます。

4款繰越金は575万8,287円でありまして、前年度繰越金でございます。

5款諸収入はゼロでございます。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、546ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましてご説明いたします。

1款総務費の支出済額は718万343円で、農業集落排水事業に係ります人件費及び事務経費でございます。

2款事業費1,565万7,245円、江ヶ崎地区、琴田地区の処理施設の維持管理費及び資源循環事業費でございます。

550ページをお開きいただきたいと思います。

3款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で1,981万7,346円であります。借入先は、財務省資金運用部及び公営企業金融公庫であります。なお、平成22年度末の地方債残高は2億8,538万8,937円であります。

4款繰出金は84万円でございます。これは、平成22年度受益者分担金84万円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 小長谷 博 登壇）

○水道課長（小長谷 博） それでは、議案第8号、平成22年度旭市水道事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況から申し上げます。

決算書の13ページをお開きください。事業報告書でございます。

（1）総括事項、3行目からになりますが、本年度も昨年に引き続き、飯岡配水区と干潟配水区の一部に配水区域変更に伴う配水管布設工事等を実施し、安定供給を進めてまいりました。また、東日本大震災により被害を受けた水道施設については、応急復旧工事を迅速に進め、生活用水の安定供給の復旧に当たってまいりました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万6,870人、給水件数は1万8,679件、普及率は81.5%で、前年度と増減はありません。

年間給水量については606万7,373立方メートルとなり、前年度と比較しますと5万9,626立方メートルの増となりました。

また、料金収入の基礎となります年間有収水量は590万8,635立方メートルとなり、前年度と比較しますと2万2,035立方メートルの増となりました。

2行下の後半になりますが、有収率は97.4%で、前年度と比較しますと0.6ポイント下がりました。

次に、建設状況でございますが、平成22年度の建設改良工事につきましては、鎌数、三川、東琴田、西琴田、入野、江ヶ崎、その他地先に口径50ミリから150ミリの配水管等を延べ1,568.08メートル布設いたしました。

次の経理状況につきましては、この後、決算状況の中で説明させていただきます。

それでは、前に戻りまして、1ページをご覧ください。

平成22年度の決算報告書でございますけれども、この報告書の金額につきましては消費税が含まれて記載されております。

初めに、（１）収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款水道事業収益の予算額16億4,610万3,000円に対し、決算額16億5,652万6,977円となり、収入率は100.6%となりました。

なお、第1項の営業収益は水道料金等、第2項の営業外収益は他会計補助金等であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出につきましては、第1款水道事業費用の予算額15億3,667万5,000円に対し、決算額は14億1,923万250円となり、執行率は92.4%となりました。

第1項の営業費用は、受水費、減価償却費、人件費等で、第2項の営業外費用は企業債利息、第3項の特別損失は災害復旧に係る臨時損失等であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。

次は（２）の資本的収入及び支出について申し上げます。

収入の部の第1款資本的収入は、予算額1億3,350万9,000円に対し、決算額は1億2,379万7,800円となり、収入率は92.7%となりました。

この決算額の内訳ですが、第1項企業債は、配水管等整備及び集中監視システム整備に係

る企業債です。

第2項出資金は、合併特例債活用事業に係る一般会計からの出資金であります。

第3項負担金は、消火栓設置に伴う一般会計からの負担金及び配水管布設費用負担要綱による申請者の工事負担金で、第4項は給水申込納付金であり、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

支出の部に入ります。

第1款資本的支出は、予算額6億3,709万5,000円に対し、決算額5億8,983万9,217円となり、執行率は92.6%であります。

この決算額の内訳ですが、第1項建設改良費は拡張工事費及び改良工事費、集中監視システム等の固定資産取得費で、第2項企業債償還金は建設改良費等に係る企業債償還金でありまして、決算額はそれぞれ記載のとおりでございます。

主な工事概要につきましては、後ほど15ページをご覧いただきたいと思います。

2ページの一番下の欄外、細かい字でちょっと恐縮ですが、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4億6,604万1,417円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額247万6,650円、減債積立金1億6,785万3,495円、過年度分損益勘定留保資金2億9,571万1,272円で補てんいたしました。

続いて、3ページの損益計算書でございます。この金額につきましては、消費税抜きで記載されております。

1の営業収益として、2列目の数字になりますが、15億971万4,699円、2の営業費用として12億8,327万5,205円、差し引き営業利益は、3列目の2億2,643万9,494円となりました。

続いて4ページです。

3の営業外収益として、やはり2列目になりますが、7,187万1,301円、4の営業外費用として3,194万9,586円、差し引きは3列目の3,992万1,715円となり、3ページの営業利益を加えますと、経常利益は2億6,636万1,209円となりました。

この経常利益から、5の特別損失の2列目、3,158万8,932円を引いた額、2億3,477万2,277円が22年度の純利益であり、この純利益を当年度末処分利益剰余金として計上いたしました。

次に、5ページの剰余金について申し上げます。

剰余金の部ですが、1の減債積立金については、前年度繰入額が1億6,785万3,495円であり、同額を当年度処分に計上しました。これは当年度の資本的収支不足額の補てん財源と

して処分したものであり、差し引き当年度末残高はゼロ円となります。

2の未処分利益剰余金については、前年度未処分利益剰余金の1億6,785万3,495円を減債積立金として処分しましたので、当年度純利益の2億3,477万2,277円を、先ほどご説明申し上げましたとおり、未処分利益剰余金として計上いたしました。

続きまして、6ページに移ります。

資本剰余金の部についてですが、1の補助金は11億2,553万5,263円で、国・県・市補助金の累計額であり、当年度の増減はありません。

2の負担金は、他会計負担金及び工事負担金でありまして、消火栓設置に係る一般会計からの負担金及び配水管布設費用負担要綱に係る申請者の工事負担金419万9,150円を加え、年度末残高は5億1,579万1,131円となります。

3の給水申込納付金は、水道の加入申し込み時点でいただいている納付金でありまして、当年度収入額は3,571万3,000円を加え、年度末残高は15億1,151万9,280円となります。

次に、7ページですが、4の受贈財産評価額は、宅地開発などで水道管を布設したもののうち、道路部分について寄附を受けたもので、当年度収入額133万4,372円を加え、年度末残高は4億763万9,601円となります。

5のその他資本剰余金の増減はなく、年度末残高は42万8,640円となり、翌年度繰越資本剰余金は、以上5項目の資本剰余金合計額35億6,091万3,915円となります。

次に、8ページをお開きください。

剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金の2億3,477万2,277円を法定積立の減債積立金として処分する予定です。

次に、9ページの貸借対照表についてですが、資産の部の1、固定資産、次のページの2、流動資産の合計である資産合計は、一番右の列65億444万5,459円となります。

負債の部の3、固定負債、次のページになりますが、4、流動負債の合計である負債合計は1億6,910万8,631円となります。

資本の部、5、資本金、6、剰余金の合計額は、次の12ページの下から2行目に記載してあります資本合計63億3,533万6,828円となり、これと前ページの負債合計を加えた負債資本合計は65億444万5,459円となりまして、資産合計と一致いたします。

次のページの事業報告書は先ほど説明いたしましたので、14ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、(2)議会議決事項、(3)行政官庁認可事項、(4)職員に関する事項であ

り、（５）料金その他供給条件の設定、変更に関する事項については該当がありません。

続きまして、15ページ、２、工事についてですが、（１）は建設工事の概況、次の16ページ、（２）は保存工事の概況を記載してあります。

17ページは年間の業務量でございまして、前年度と比較して記載してございます。

18ページは事業収入に関する事項、19ページは事業費に関する事項で、それぞれ消費税抜きの前年度比較で記載してございます。

20ページになりますが、４、会計、（１）は重要契約の要旨です。

続いて21ページになりますが、（２）は企業債及び一時借入金の概況であり、（３）その他経理に関する重要事項は該当事項がありません。

５、その他、（１）は他会計補助金の使途について記載してございます。

次に、22ページから27ページまでは収益費用明細書であり、消費税抜きの科目ごとの明細書となっております。

次に、28ページは固定資産明細書で、29ページは企業債明細書となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、議案第８号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第９号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第９号、平成22年度旭市病院事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の15ページをお開きください。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、医療を取り巻く環境は、たび重なる医療費抑制策や診療報酬マイナス改定、医師不足等により、今まで悪化の一途をたどっておりました。平成22年度は、10年ぶりに診療報酬がプラス改定されるなど、一定の改善が見られました。

当院では、医師、看護師等の確保を図り、公営企業の目的である公共性と経済性を発揮し、地域医療の確保と向上に努めてまいりました。看護の充実を図るため、7対1看護基準取得につきましては、1年前倒しで平成22年6月から実施されております。また、本館建設工事は順調に進み、予算の範囲内で完成し、平成23年3月に引き渡しを受けました。

以上のような事業展開の中、当期利益金16億2,300万円を計上することができました。引き続き健全な経営を維持しております。

次に、16ページをご覧ください。

業務状況でございますが、患者数は、入院患者数及び入所者数、年間延べ36万5,672人、1日平均1,002人、外来患者数及び通所者数、年間延べ80万6,348人、1日平均3,313人となりました。

また、収益的収支は、収入総額333億272万4,401円、支出総額316億1,966万3,388円となり、差し引き利益額は16億8,306万1,013円、税抜き処理純利益16億2,314万6,035円となりました。

資本的収支の状況でございますが、収入総額154億8,234万9,000円、支出総額186億9,393万2,936円、内訳としまして、建設改良費174億4,770万5,225円、企業債償還金12億4,616万1,711円となりました。

それでは、前に戻りまして、決算書の1ページをお開きください。

決算報告書でございますが、この決算額につきましては税込み処理で記載されております。

(1) 収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款病院事業収益は、予算額325億9,815万7,000円、決算額は333億272万4,401円となり、収入率は102.2%となりました。

収入のうち主なものといたしましては、第1項医業収益の決算額は298億2,756万9,282円で、収入率は102.2%でした。この内訳は、入院収益153億1,401万8,138円、外来収益135億8,468万1,639円等でございます。

第2項医業外収益の決算額は23億4,325万2,349円で、収入率は102.5%でした。主なものは負担金交付金等でございます。

次に、2ページをお開きください。

収益的支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は予算額322億5,604万5,000円に対し、決算額は316億1,966万3,388円となり、執行率は98.0%でした。

支出のうち主なものといたしまして、第1項医業費用の決算額は288億3,194万6,701円で、執行率は99.1%でした。主な内訳は、給与費136億9,387万3,656円、材料費99億6,732万6,233円等でございます。

第2項医業外費用の決算額は15億2,706万6,015円で、執行率85.8%でした。

続きまして、3ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第1款資本的収入は、予算額155億8,974万6,000円に対し、決算額154億8,234万9,000円で、収入率は99.3%となりました。

第1項企業債135億円で、収入率は100%となりました。

第2項補助金は19億8,234万9,000円で、収入率は94.9%となりました。

次に、4ページをお開きください。

資本的支出について申し上げます。

第1款資本的支出は、予算額205億4,664万8,638円に対し、決算額は186億9,393万2,936円で、執行率は91.0%でした。翌年度繰越額12億5,060万3,760円は、再整備事業に係る器具及び備品購入費（生体情報モニタリングシステム・MR I 装置・ハイブリッド用手術台）等の予算繰り越しでございます。

第1項建設改良費の決算額は174億4,770万5,225円となり、執行率は90.4%でした。主なものは、工事費141億9,294万6,528円などであります。

第2項企業債償還金の決算額は12億4,616万1,711円で、執行率は99.9%でした。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額32億1,158万3,936円は、当年度分損益勘定留保資金や建設改良積立金などで補てんいたしました。

次に、5ページをご覧ください。

損益計算書ですが、この金額につきましては税抜き処理で記載されております。

1、医業収益は（1）入院収益から（4）介護保険事業収益までの合計は297億6,677万8,272円であります。

2、医業費用は（1）給与費から（6）研究研修費までの合計286億8,555万4,556円で、差し引き医業利益は10億8,122万3,716円となっております。

3、医業外収益から、次ページの10、グループホーム・ケアホーム事業収益までの計は34億6,126万3,516円でした。

次に、11、医業外費用から、18、グループホーム・ケアホーム事業費用までの計は29億1,934万1,197円でした。

この結果、当年度経常利益、純利益は16億2,314万6,035円となりました。これに前年度繰越利益剰余金19億6,002万6,011円を合わせた当年度未処分利益剰余金は35億8,317万2,046円となっております。

8ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部Ⅰ、減債積立金の2、前年度繰入額1億400万円は、前年度の決算議会において処分案が承認されたことによるものであります。

当年度未処分利益剰余金35億8,317万2,046円は、先ほど損益計算書でご説明申し上げたとおりであります。

9ページをご覧ください。

次に、資本剰余金の部であります。Ⅰ、国県補助金の3、当年度発生高19億8,234万9,000円は、施設設備に対する県からの公的医療機関整備事業補助金等であります。

Ⅱ、受贈財産評価額、Ⅲ、寄附金の増減はありません。

10ページをお開きください。

Ⅳ、再評価積立金の増減はなく、翌年度繰越資本剰余金は120億422万6,234円となっております。

剰余金処分計算書は、1、当年度未処分利益剰余金35億8,317万2,046円のうち、2、利益剰余金処分額（1）減債積立金に1億8,000万円を積み立て、（2）建設改良積立金に24億円を積み立て、残りの10億317万2,046円は、3、翌年度繰越利益剰余金にしようとするものであります。

次に、11ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち、（1）有形固定資産の合計は467億7,538万1,150円でした。

次の12ページをお開きください。

（2）無形固定資産と（3）投資を含めた固定資産合計は468億5,154万1,003円となっております。

2の流動資産の合計は129億1,222万5,166円となっております。

3、繰延勘定の合計19億8,818万9,085円を合わせた資産合計は617億5,195万5,254円となっております。

13ページをご覧ください。

次に負債の部であります。4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は25億7,452万835円となっております。

次の14ページをお開きください。

続きまして資本の部であります。

資本の部、6の資本金と7の剰余金の合計は、資本合計591億7,743万4,419円になり、これと負債合計を合わせた負債・資本の合計は617億5,195万5,254円となりまして、資産合計と一致するものであります。

15ページからは事業報告書であります。

1、概要、(1)は総括事項となっております。

17ページの(2)は議会議決事項、次の18ページの(3)は行政官公庁許認可事項となっております。

19ページ(4)は職員に関する事項が記載されております。

21ページ(5)は料金その他の供給条件の改定・変更に関する事項が記載されております。

22ページの2の工事には(1)建設改良工事の概況、23ページには(2)保存工事の概況等が記載されております。

次の25ページの3、業務には(1)業務量が記載されております。

26ページ(2)は事業収入に関する事項、次の27ページ(3)は事業費に関する事項です。これは21年度決算額と22年度決算額を税抜き処理で比較したものが記載されております。

続きまして、28ページをお開きください。

28ページから32ページは、4、会計、(1)重要契約の要旨、(イ)工事請負、(ロ)医療機器、(ハ)ソフト開発費等の契約内容が記載されております。

33ページから40ページまでは、収益及び費用の明細で、税抜き処理で記載されております。

41ページは、固定資産の明細となっております。

42ページから45ページは、企業債の明細となっております。

以上で、議案第9号について、補足説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長(林 一哉) 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○議長(林 一哉) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第10号について、商工観光課長、登壇してください。

(商工観光課長兼国民宿舎支配人 横山秀喜 登壇)

○商工観光課長兼国民宿舎支配人(横山秀喜) 議案第10号、平成22年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、決算書の9ページをお開きください。事業報告書になります。

経営の2行目ですが、当年度は、旭市の豊富な食材資源を生かした「食彩の宿」として、経営基盤づくりに努めてまいりましたが、3月11日の東日本大震災により多大な被害を受け、それ以降、休業状態となりました。

利用実績は、宿泊者1万2,320人、休憩者5,572人でありまして、前年度と比較しますと、宿泊者で775人の減少、休憩者で334人の減少となりました。

次の経理状況につきましては、決算報告書で説明いたします。

1ページをお開きください。

決算報告書ですが、決算額につきましては消費税を含んだ額でございます。

初めに、(1)収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、第1款国民宿舎事業収益の予算額1億9,889万5,000円に対し、決算額1億7,789万1,081円となり、収入率は89.4%となりました。この決算額の内容は、第1項の宿泊料金などの営業収益で1億6,241万3,732円、第2項の他会計補助金等の営業外収益で1,547万7,349円となりました。

支出につきましては、第1款国民宿舎事業費用の予算額2億3,545万9,000円に対し、決算額は2億3,075万2,336円となり、執行率は98%となりました。この決算の内容は、第1項の人件費、食材費、減価償却費等の営業費用で2億2,189万7,231円、第2項の営業外費用は企業債利息等で885万5,105円となりました。

次に、2ページをお開きください。

(2)資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は、第1款資本的収入の予算額2,000万円に対し、決算額は同額の2,000万円で、これは一般会計からの長期借入金です。

支出は、第1款資本的支出の予算額2,730万円に対し、決算額は2,185万872円となり、執行率は80%であります。

欄外の記載になりますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額185万872円は、

当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8 万 8,108 円、建設改良積立金 176 万 2,764 円で補てんいたしました。

続きまして、3 ページをご覧ください。

損益計算書になりますが、この金額については消費税抜きでございます。

1、営業収益は 1 億 5,468 万 495 円、2、営業費用は 2 億 1,972 万 7,308 円となり、差し引き営業損失は 6,504 万 6,813 円です。

3、営業外収益は 1,543 万 7,184 円、4、営業外費用は 596 万 3,905 円となり、差し引きは営業外利益として 947 万 3,279 円でした。その結果、5,557 万 3,534 円の経常損失となりました。この経常損失は当年度純損失となり、前年度繰越欠損金 1 億 1,158 万 6,119 円を加算し、1 億 6,715 万 9,653 円が当年度未処理欠損金となります。

続きまして、4 ページの剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部ですが、2 の建設改良積立金の当年度末の残高は 1,386 万 4,976 円、最後の行になりますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、当年度未処理欠損金は 1 億 6,715 万 9,653 円を計上しました。

続きまして、5 ページの下の方の欠損金処理計算書ですが、これは未処理のまま翌年度に繰り越すものでございます。

次に、6 ページをお開きください。

貸借対照表について申し上げます。

資産の部の資産合計は、7 ページになります。7 億 2,514 万 3,073 円であります。

8 ページをご覧ください。

負債合計 5,466 万 4,370 円と、下から 2 行目の資本合計 6 億 7,047 万 8,703 円を合わせた負債資本の合計は 7 億 2,514 万 3,073 円になり、資産合計と一致いたします。

続きまして、10 ページになります。

事業報告書として、議会議決事項、職員に関する事項、次のページになり、料金その他供給条件の設定、変更に関する事項、建設改良工事の概況となっております。

以上のとおり、決算報告書及び財務諸表について、その概要を説明いたしました。12 ページ以降の資料については後ほどご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第 10 号の補足説明を終了させていただきます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より、平成 22 年度一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する

審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

(代表監査委員 木村哲三 登壇)

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

平成22年度旭市一般会計及び国民健康保険事業特別会計をはじめとした六つの特別会計並びに水道事業、病院事業、国民宿舎事業の公営企業会計の各決算の審査結果についてご報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、市長より審査に付されました決算書及び決算関係書類について、審査を実施いたしました。

審査の方法については、決算の計数は正確であるか、予算執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、担当課より内容について聴取し、また質疑し、併せて関係諸帳簿及び証書類等を照合・精査し、さらに、平成22年度中に実施した定期監査及び例月出納検査を参考に、慎重に審査を行いました。

審査の結果、審査に付された一般会計、各特別会計、歳入歳出決算書と各公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成されており、計数についても関係書類と符合し、正確でありました。

予算の執行及び事務処理については、所期の目的に沿って適正に執行されたものと認められました。

次に、基金の運用状況の審査結果についてご報告申し上げます。

審査方法については、基金の設置趣旨に沿って、適正かつ効率的に運用されているかを主眼として審査を実施しました。

審査の結果、定額の資金を運用している各基金の運用状況について、関係書類の計数はいずれも正確で、適正かつ効率的に運用されているものと認められました。

また、各公営企業会計の事業運営は、国民宿舎事業を除き、いずれも健全で効率的な経営であると認められました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付されました実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率よりなる健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてご報告申し上げます。

審査方法については、健全化判断比率及び資金不足比率の算定は、法令等の趣旨に沿って適切に算定されているかどうかを主眼として審査を実施しました。

本市の健全化判断比率の審査の結果として、基礎事項を記載した書類については法令等の趣旨に沿って適切に算定されており、いずれの比率も早期健全化基準をクリアした比率であることを確認しました。

とりわけ実質公債費比率については、22年度は3年間平均で16.2%となっており、21年度の同比率の17.7%より1.5ポイント低下し、改善が図られております。早期健全化基準25%以下はもちろん、起債協議基準18%も下回っており、良好な状態です。

公営企業及び法非適用企業の資金不足比率の審査の結果、基礎事項を記載した書類については、法令等の趣旨に沿って適切に算定されており、いずれも資金不足額は生じていないため、資金不足比率は算出されず、良好であることが認められました。

審査の概要につきましては意見書に記載されておりますので、省略させていただきます。

また、地方公共団体における不正経理問題を踏まえ、昨年に続き、平成21年度に執行した会計事務処理のうち備品購入費に関する調査を行うとともに、購入業者からも証拠書類の提出を求め実施しました。

その結果、各部署等において不適正な経理処理は認められず、適正な処理が行われていたことを報告いたします。

また、一般会計・特別会計において実施しました事務・事業は、おおむね計画的に実施され、効率的な予算執行のもと、それぞれに成果を上げたものと認められました。

今後も、事業の必要性、緊急性、投資効果などを十分に考慮した施策を実施し、市全体の均衡ある発展に寄与されるよう要望いたします。

次に、個別の事業の中で特に配慮しなければならない2事業について申し上げます。

1番目は、下水道事業であります。

下水道事業は、多額の先行投資と長い年月が必要であり、運営費としての財源は分担金や負担金、使用料、国庫補助金や企業債等であります。

平成22年度の運営費の不足分として、一般会計からの繰入金で4億1,200万円ほどとなっており、今後も不足を補うため一般会計からの繰入金は増加することが見込まれます。

このことから、整備計画に当たっては、地域住民の意向把握に努めるとともに、理解を得ながら進めることが重要です。また、収入増を図るため、受益者負担金の回収、普及率の向上も併せて努めていただきたいと思います。

今後の投資については、経済性の面から抑制することが必要であり、行政区域内人口に占める下水道利用者数を考慮し、判断するよう望むものであります。

2番目は、国民宿舎事業であります。

平成22年度においては、宿泊利用者を中心とした各種プランを実施し、平成23年2月末現在の利用者数は、前年度同期より増加し、改善が認められました。

しかし、平成22年度決算の収支はマイナスとなっており、運転資金不足により一般会計から借入れをしています。

さらに、東日本大震災により施設に甚大な被害を受け、3月12日以後営業を休止している状況であり、施設の復旧には多額の費用が見込まれ、経営状況はさらに厳しくなると考えられます。

今後は施設の経営について長期的展望に立った検討を行い、措置を講じる必要があります。

これら2事業の決定プロセスの再評価結果を、今後の行政の適正な執行を図るために生かすようお願いいたします。

最後に結びとして申し上げます。

東日本大震災からの復旧、復興に向け、震災前よりも安全で快適なまちづくりに取り組み、市民生活の向上と市政の持続的な発展に寄与されるよう要望いたします。

以上で、平成22年度一般会計決算、各特別会計決算及び各公営企業会計決算の審査結果報告といたします。

○議長（林 一哉） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

ここで2時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午後 2時50分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、補正予算及びその他の議案について、説明を求めます。

議案第11号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） それでは、議案第11号、それと議案第19号から24号までの7議案につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、議案第11号、平成23年度旭市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。
補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ14億9,600万円を追加し、予算の総額を321億8,800万円とするものです。

第2条は、地方債の補正でありまして、これは後ほどご説明いたします。

2ページから4ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたします。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正です。災害復旧事業の限度額を8,250万円増額し、6億9,320万円とするものです。増額の理由は、袋公園及び川口沼親水公園につきまして、国の災害査定が終了し、対象事業費や財源が確定したことにより変更するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。なお、詳しい事業内容につきましては歳出のほうでご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

9ページになります。

9款1項1目地方交付税1億1,673万7,000円の追加は、普通交付税が決定したことによるもので、今回はその一部を補正財源として計上しております。

13款1項2目災害復旧費国庫負担金7,583万5,000円の追加は、説明欄1番の都市計画施設災害復旧費負担金でありまして、袋公園及び川口沼親水公園に係るものです。

2項7目災害復旧費国庫補助金1,820万9,000円の追加は、3節その他公共・公用施設災害復旧費国庫補助金167万6,000円の増と、5節農林水産施設災害復旧費国庫補助金1,653万3,000円の新規計上によるものです。

10ページをお願いいたします。

14款2項1目民生費県補助金1,680万5,000円の追加は、1節社会福祉費県補助金の説明欄1番、離職者等生活・就労等支援対策事業費補助金180万5,000円と、2節老人福祉費県補助金の説明欄1番、地域支え合い体制づくり事業費補助金1,500万円でありまして、補助率はともに100%でございます。

3目労働費県補助金1,332万9,000円の追加は、説明欄1番の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金の増で、震災記録誌作成事業ほか3事業の追加によるものでありまして、補助率

は100%でございます。

4目農林水産業費県補助金99万6,000円の追加は、説明欄1番の農産産地強化対策事業費補助金の新規計上によるものです。

16款1項1目一般寄附金2,009万円の追加は、使途の限定されない1節一般寄附金29万円と、災害復興基金積立金の一部として予定する2節災害見舞金1,980万円を計上するものでございます。

3目農林水産業費寄附金150万円の追加は、旭市農畜産物などの魅力発信等のための篤志寄附を計上したものです。

11ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金6億8,367万9,000円の追加は、留保していた繰越金の全額を、今回の補正財源として計上するものです。

19款5項3目雑入4億6,632万円の追加は、千葉縣市町村振興協会からの災害見舞金を新規に計上するものです。

20款1項7目災害復旧費8,250万円の追加は、第2表の地方債補正で説明したものでございます。

以上で歳入の説明は終わりになります。

次に、歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費2,939万2,000円の追加は、説明欄1番の庁舎改修事業で、海上支所に非常用発電設備を設置すること等によるものです。

3目文書広報費714万6,000円の追加は、説明欄1番の緊急雇用創出震災記録誌作成事業で、A4判の冊子を2,000冊作成するもので、全額県費で行うものでございます。

4目財政管理費4億8,612万円の追加は、説明欄1番の災害復興基金積立金で、市町村振興協会災害見舞金と一般寄附金としての災害見舞金を財源として積み立てるものです。

なお、災害復興基金条例の制定議案を本議会に上程しているところでございます。

6目財産管理費6億7,000万円の追加は、説明欄1番の財政調整基金積立金で、平成22年度決算の確定に伴い、繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものです。

11目諸費2,864万円の追加は、説明欄1番の国庫支出金等返還費の増によるものです。

2項2目賦課徴収費88万4,000円の追加は、説明欄1番の緊急雇用創出固定資産台帳更新事業で、システムのデータ更新業務について、全額県費で行うものです。

13ページになります。

3款1項1目社会福祉総務費180万5,000円の追加は、説明欄1番の住宅手当緊急特別措置事業で、支給対象者の増加によるもので、全額県費で行います。

2項3目生活支援費1,500万円の追加は、説明欄1番の地域支え合い体制づくり事業で、NPO法人等による地域活動の拠点となる施設・組織の整備に必要となる初年度経費に助成するもので、これも全額県費で行います。

6款1項3目農業振興費249万6,000円の追加のうち、説明欄1番の豊かな産地づくり支援事業99万6,000円は、売れる米づくりの支援のため、全量脱芒機一式の購入についてJAちばみどりへ助成するもので、全額県費でございます。

説明欄2番の旭市産農水産物魅力発信事業150万円は、旭市産農畜産物・水産物の販売宣伝等を行うもので、全額、寄附金で行うものでございます。

14ページになります。

7款1項2目商工振興費680万円の追加は、説明欄1番の商店街復興支援事業で、商店会の早期復興とそれから商業活性化のため、プレミアム付共通商品券の発行やイルピースタンブ会へのイベント助成を行うものでございます。

15ページをお願いいたします。

8款4項1目住宅管理費459万3,000円の追加は、説明欄1番の緊急雇用創出仮設住宅管理人設置事業で、入居されている高齢者等の安全で安心な生活や失業した方の雇用創出を図るため、全額県費で行うものでございます。

9款1項2目非常備消防費2,398万5,000円の追加は、説明欄1番の非常備消防事務費で、先般の震災により東北3県を中心として消防団員の死者・行方不明者が多数に上っておりまして、その多くが公務中であつたため、公務災害補償共済基金に対して特別負担金を納付するものでございます。

10款2項2目教育振興費70万6,000円の追加は、説明欄1番の緊急雇用創出小学校特別支援教育補助員配置事業で、多動傾向等の児童の入学により、安全面等の配慮から、干潟小学校へ補助員1名を全額県費で配置するものです。

16ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費100万円の追加は、説明欄1番の文化財保護事務費で、熊野神社の指定文化財への助成を行うものです。

3目市民会館費142万5,000円の追加は、説明欄1番の市民会館管理費で、3階ホールの空

調機が故障したため、修繕料を計上するものです。

11款2項2目農業用施設災害復旧費2,765万8,000円の追加は、説明欄1番の農業用施設災害復旧費で、津波により被災したいいおか荘前の保安林の防風柵を復旧するものです。

3目水産業用施設災害復旧費140万円の追加は、説明欄1番の水産業用施設災害復旧費で、被災漁船の修理等に要する経費や、漁港内の瓦れき等の処理費の一部について、補助金を交付するものです。

17ページになります。

3項2目都市計画施設災害復旧費1億7,577万円の追加は、説明欄1番の都市計画施設災害復旧費で、袋公園及び川口沼親水公園に係る復旧工事で、国の災害査定が終了し、対象事業費や財源が確定したので補正計上するものでございます。

5項1目その他公共・公用施設災害復旧費1,118万円の追加のうち、説明欄1番の商工観光施設災害復旧費は、津波により被災した萩園公園駐車場トイレの復旧工事と、下永井トイレの撤去を行うものです。

説明欄2番の消防施設災害復旧費は、飯岡分署の搬送車について、災害復旧補助の対象となることから買い替えを行うものでございます。

それでは、最後の19ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

第2表の地方債補正で説明しましたが、災害復旧費を8,250万円増額いたしました。これにより平成23年度末現在高見込額は、一番右下になりますが、312億4,093万2,000円となるものです。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本議案は、双葉団地の一部を用途廃止するため、条例別表に規定されている住宅の戸数を53戸から51戸へと改めるものでございます。

用途廃止をする理由ですが、双葉団地の一戸建て34戸のうち2戸が空き家となっていたもので、この住宅は築後40年以上が経過し、耐用年数も過ぎまして、建物の老朽化が著しく、防犯・防災などの面から順次解体撤去を行う予定の建物でございました。

この解体にあたりましては、地域住宅計画に位置づけられておりまして、本年度の提案事業として国庫補助対象になるものでございます。

続きまして、議案第20号、工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。

契約の名称は、仮称を付けてございますが、旭市第二学校給食センター建設工事でございます。契約の方法は一般競争入札で、契約金額は4億2,157万5,000円でございます。

相手方は、千葉県旭市ニの528番地、阿部建設株式会社、代表取締役、阿部典義でございます。

工事の期限でございますが、平成24年5月31日です。

以上の工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

次に、契約の経過をご説明いたします。

入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受け付けを経て、資格要件審査を実施した結果、申請のあった8社すべてが資格要件を満たしておりました。このうちの3社から辞退届が提出され、5社による一般競争入札を執行しております。入札の結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、8月22日に仮契約を締結いたしました。

以上で、議案第20号につきまして補足説明を終わります。

続きまして、議案第21号です。これも工事請負契約の締結で、旭市第二学校給食センターの電気設備工事になります。

契約の方法は、同じく一般競争入札で、契約金額は1億5,288万円であります。

契約の相手方ですが、千葉県千葉市緑区大高町40番地15、フィデス株式会社、代表取締役、細矢充でございます。

工事の期限は、平成24年5月31日です。

この工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

経過でございますが、入札業者及び契約方法について、入札参加資格申請の受け付けを経て、資格要件審査を実施した結果、申請のあった11社のうち、10社が資格要件を満たしておりました。このうちの1社から辞退届が提出され、9社による一般競争入札を執行いたしました。入札の結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、8月22日に仮契約を締結したものでございます。

続きまして、議案第22号、これも学校給食センターに係るものでございます。給食センターの機械設備工事になります。

契約の方法は同じく一般競争入札で、契約金額は3億1,920万円です。

相手方は、千葉県千葉市中央区問屋町16番3号、福井電機株式会社、代表取締役、竹内憲一でございます。

工事の期限は、平成24年5月31日となっております。

契約の経過でございますが、入札業者及び契約方法も同じでございます。入札参加資格申請の受け付けを経て、資格要件審査を実施した結果、申請のあった11社のうち、10社が資格要件を満たしております。このうちの2社から辞退届が提出され、8社による一般競争入札を執行いたしました。入札の結果、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、8月22日に仮契約を締結したものでございます。

続きまして、議案第23号は財産の取得でございます。

取得財産の内容は、水槽付消防ポンプ自動車2型1台でございます。消防本部、消防署に配備されるものでございます。

取得の金額ですが、4,757万8,170円であります。

相手方は、東京都港区西新橋三丁目25番31号、株式会社モリタ東京営業部、部長、城賀本守でございます。

経過をご説明いたします。

平成23年8月24日に郵送事後審査方式制限付一般競争入札を実施いたしました。6社の入札参加がございまして、入札の結果、予定価格に達したため、事後審査でございますので、事後に審査いたしまして、入札参加資格要件を満たしておりましたことから、8月29日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成24年3月23日でございます。

続きまして、議案第24号、これも財産の取得になります。

取得財産は、消防団消防ポンプ自動車CD-1型、この2台になります。配属は、第4中隊第1分団第3部と、第4中隊第2分団第3部に配属される予定となっております。

金額は3,763万2,000円でございます。

相手方は、栃木県鹿沼市縦山町上原267番地、ジーエムいちほら工業株式会社、代表取締役、光野巍でございます。

同じく経過でございますが、平成23年8月24日に郵送事後審査方式制限付一般競争入札を実施いたしました。6社の入札参加がございまして、入札の結果、予定価格に達しましたので、入札参加資格要件を満たしていたことを確認し、8月29日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成24年3月23日でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第12号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 石毛健一 登壇)

○保険年金課長（石毛健一） 議案第12号、平成23年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算について、補足説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を92億8,600万円とするものです。

2ページと3ページは項目別にした歳入歳出予算の補正であり、5ページと6ページはそれを事項別にした明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては7ページ以降でご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

歳入についてご説明申し上げます。

1款1項国民健康保険税は5億6,599万2,000円を減額し、23億3,446万円とするものであります。この内訳としましては、税率改正の見送り分として5億1,335万円、震災に伴う保険税の減免影響額として5,264万2,000円であります。

4款2項国庫補助金につきましては、今回の震災に伴う保険税の減免及び一部負担金の免除に対しまして財政支援されることから、免除額の10分の2を1目財政調整交付金として1,351万4,000円、また10分の8を3目災害臨時特例補助金として7,212万5,000円、8ページになりますが、合計で8,563万9,000円を追加し、5億339万円とするものであります。

5款1項1目療養給付費等交付金は1,838万6,000円を追加し、2億7,476万円とするもので、平成22年度の退職者医療費交付金が追加交付されたものであります。

6款1項1目前期高齢者交付金は9,449万3,000円を追加し、10億2,215万2,000円とするもので、交付額の決定によるものであります。

10款2項1目財政調整基金繰入金は1億5,299万9,000円を追加し、1億5,300万円とするもので、国保会計の歳入不足を補うため繰り入れするものであります。

9ページをご覧ください。

11款1項2目その他繰越金は2億5,047万5,000円を追加し、2億5,047万6,000円とするもので、前年度繰越金の額の確定によるものであります。

続いて、10ページをご覧ください。

歳出についてご説明申し上げます。

2 款 1 項 1 目一般被保険者療養給付費は3,334万1,000円を追加し、48億5,334万1,000円とするもので、一部負担金の免除額分を増額するものであります。

2 目退職者被保険者等療養給付費は、財源内訳の変更であります。

3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金は257万3,000円を追加し、12億7,930万2,000円に、4 款 1 項 1 目前期高齢者納付金は8万6,000円を追加し、379万4,000円とするもので、ともに交付額の決定によるものであります。

以上で、議案第12号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第13号、平成23年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正額は、歳入歳出予算にそれぞれ1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億3,900万円とするものです。

飛びまして、7ページをお開きください。

歳入で、1 款保険料は、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料を1,700万円減額し、5 億9,883万4,000円とするものでございます。内訳といたしまして、1 節現年度分特別徴収保険料を1,540万円の減額、2 節現年度分普通徴収保険料を160万円減額するものでございます。

減額する理由は、東日本大震災の被災者に対しまして介護保険料の減免を行っておりますので、今回この減免額相当分を減額計上したものでございます。

次に、2 款国庫支出金ですが、2 項 3 目に介護保険災害臨時特例補助金の科目を新たに設けまして3,400万円を計上いたしました。被災者に対する介護保険料の減免分と、この後、歳出にてご説明を申し上げますが、介護保険サービス利用者自己負担額の減免分に対する国庫補助金でございまして、東日本大震災に対処するため、国が財政援助措置することとなっていることによるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

8ページをお開きください。

2 款保険給付費ですが、介護保険料の減免とともに、介護保険サービス利用者自己負担額の減免も行っておりますので、この減免に伴う給付費の増加見込額を計上したものでござい

ます。

1 項 1 目 居宅介護サービス給付費は825万円を追加し、13億5,879万円に、3 目施設介護サービス給付費は135万円を追加し、16億3,961万5,000円とするものでございます。

次に、6 款諸支出金ですが、1 項 3 目に災害臨時特例支出金の科目を新たに設け、740万円を計上いたしました。施設を利用した場合の食費・居住費は保険給付費の対象とならず、全額自己負担の扱いとなっておりますが、これにつきましても国が財政援助措置することとしているため、施設を利用した場合の食費・居住費の支給に要する費用を計上するものでございます。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 増田富雄 登壇）

○下水道課長（増田富雄） 議案第14号、平成23年度旭市下水道事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

今回の補正は、国庫補助金の内示額が1,460万円の減となったため、同額を起債の増額で対応するものであります。

お手元の補正予算書の1 ページをお開きください。

第1 条、歳入歳出予算の補正についてですが、予算の総額の増減はございません。

第2 条、地方債の補正についてであります。別のところでご説明申し上げます。

3 ページをお開きください。

第2 表、地方債補正です。国からの補助金の変更により補正後の限度額を1,460万円増額して2億7,070万円とするものでございます。

6 ページをお開きください。

歳入について説明いたします。

3 款 1 項 1 目下水道事業費国庫補助金であります。内示額に合わせて1,460万円の減額をするものであります。

8 款 1 項 1 目下水道債であります。国庫補助金の減額に伴い、同額の1,460万円を増額するものであります。

7 ページをお開きください。

地方債の平成21・22年度末における現在高並びに平成23年度末における補正後の現在高の

見込みに関する調書でございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 神原房雄 登壇）

○総務課長（神原房雄） 議案第15号、市長等及び教育長の給与の特例に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例は、東日本大震災の復興財源に充てるため、市長、副市長及び教育長の給料月額を本年10月から12月までの3か月間について、一律20%減額するための特例条例であります。

これにより、10月からの市長の給料月額は77万4,000円から61万9,200円に、副市長は64万円から51万2,000円に、教育長は60万円から48万円にそれぞれ減額となり、3か月分の効果額については、市長分46万4,400円、副市長分38万4,000円、教育長分36万円であり、効果額の合計は120万8,400円となります。

以上、補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長兼被災者支援室長 米本壽一 登壇）

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議案第16号、旭市災害復興基金条例の制定について、補足説明を申し上げます。

条文に沿ってご説明申し上げます。

第1条は、本基金の設置規定でありまして、東日本大震災の復旧及び復興に要する事業並びに災害に強い安全なまちづくりを実現するための事業の財源に充てるため、旭市災害復興基金を設置するものです。

第2条は、基金の積み立て額を予算で定める額とするものです。

第3条は、基金の管理に関する規定です。

第4条は、基金の運用益の処理に関する規定です。

第5条は、基金の繰替運用に関する規定です。

第6条は、基金の処分に関する規定でありまして、第1条でご説明申し上げたとおり、東日本大震災の復旧・復興事業及び災害に強い安全なまちづくりを実現するための事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる旨を定めるものです。

第7条は、委任規定です。

附則は、本条例の施行期日を公布の日とするものです。

以上で、議案第16号、旭市災害復興基金条例の制定について、補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第17号、議案第18号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） それでは、議案第17号、旭市税条例等の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正に伴い改正を行うものでありまして、改正の形式としましては、第1条で旭市税条例の改正、第2条で平成20年旭市条例第20号の旭市税条例の一部を改正する条例の附則の改正、第3条で平成22年旭市条例第16号の旭市税条例の一部を改正する条例の附則の改正を行うものであります。

説明につきましては、お配りしております新旧対照表により行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、新旧対照表の1ページをお開きください。

初めに、第1条による改正であります。

第26条第1項は、市民税の納税管理人の不申告に関する過料を3万円から10万円に引き上げるものであります。

その下の第34条の7は寄附金税額控除の改正でありまして、第1項の改正点は大きく分けて3点ございます。

1点目として、控除の適用下限を5,000円から2,000円へ引き下げるものであります。この改正は、地方税法の改正に伴い、同法の条文を引用することにより行うもので、条例中、「法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額」とするものであります。

2点目は、条文の整備でございます。寄附金税額控除対象となる寄附金については、地方税法第314条の7で規定しており、第1号で都道府県、市町村への寄附金を、第2号で日赤等に対する寄附金を、第3号で住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めるものとされております。現条例ではこれらをすべて列記していたものを、今回の改正によりまして、現行の第1号、第2号については、「法第314条の7第1号及び第2号に掲げる寄附金」として地方税法の条文を引用し、地方税法第314条の7第3号で、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めることとされているものについてのみ列記したものであり

ます。

2 ページから 3 ページをご覧になっていただきたいんですが、3 点目は、寄附金税額控除対象団体を規定している各号の追加と整理でございます。現行の第 1 号、第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号、第 4 号を第 9 号、第 5 号を第 10 号とし、第 2 号から第 8 号までを追加するものでありまして、2 ページの中段になりますけれども、第 2 号は独立行政法人、第 3 号は地方独立行政法人、第 4 号は自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社、3 ページの上になりますが、第 5 号は公益社団法人及び公益財団法人、第 6 号は学校法人等、第 7 号は社会福祉法人、第 8 号は更生保護法人であります。これらの寄附金税額控除対象団体の追加については、公益の増進に著しく寄与する法人として所得税法施行令で規定しているもので、準則に沿ったものでございます。

次に、3 ページの下の方になりますが、第 2 項は寄附金税額控除の特例控除についてでありまして、前項と同様、適用の下限を 5,000 円から 2,000 円に改めるもので、地方税法第 314 条の 7 第 2 項をそのまま記載していたものを、同条同項を引用することにより改正するものでございます。

5 ページをご覧ください。

第 36 条の 2、次の 6 ページの下の方の第 36 条の 3 第 2 項につきましては、引用条文の整理でございます。

次に、7 ページをご覧ください。

第 36 条の 4 第 1 項については、市民税不申告に関する過料を 3 万円から 10 万円に引き上げるものであります。

その下の第 53 条の 10 第 1 項については、退職所得申告書不提出に関する過料を 3 万円から 10 万円に引き上げるものであります。

その下の第 61 条第 9 項、第 10 項は、引用条文の項ずれによる改正でございます。

8 ページをお開きください。

第 65 条第 1 項については、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料の上限を 3 万円から 10 万円に引き上げるものであります。

次に、第 75 条第 1 項については、固定資産税の住宅用地所有に係る不申告に関する過料の上限を 3 万円から 10 万円に引き上げるものであります。

次に、第 88 条第 1 項は、軽自動車に係る不申告等に関する過料の上限を 3 万円から 10 万円に引き上げるものでございます。

次に、9ページをご覧くださいと思います。

第100条の2については、たばこ税に係る不申告に関する過料、その下の第105条の2については、鉱山税に係る不申告に関する過料を新設するものでありまして、過料の上限をいずれも10万円とし、過料の額は、市長が情状により定めるとするものであります。また、過料の納期限については、納入通知書の発付日から10日以内とするものであります。

第107条第1項については、鉱山税の納税管理人に係る不申告に関する過料の上限を3万円から10万円に引き上げるものでございます。

その下の第133条第1項は、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料の上限を3万円から10万円に引き上げるものでございます。

10ページをご覧くださいと思います。

第139条の2については、新しく過料を新設するものでございます。特別土地保有税に係る不申告に関する過料の上限を10万円とし、過料の額は、市長が情状により定めるものです。また、過料の納期限については、納入通知書の発付日から10日以内とするものでございます。

この139条の2の新設に伴いまして、現行の139条の2を139条の3といたします。

その下、附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例についてでありまして、適用の下限を5,000円から2,000円へ引き下げるものでございます。この改正は、地方税法の改正に伴い、同法を引用することにより行うものであります。

続きまして、11ページから12ページをご覧くださいと思います。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例でありまして、第1項は、特例の適用期限を平成24年度から平成27年度へ延長し、引用条文の整理により、免税対象を2,000頭から1,500頭に変更するものでございます。

12ページ下の第2項は、免税対象頭数を超える場合の課税の特例で、前項と同様に、免税対象頭数を2,000頭から1,500頭に変更し、条文の整理を行うものでございます。

次に、13ページの附則第10条の2から、飛びまして21ページの第20条の4第5項までにつきましては、条文文言の整理でございますので、説明は省略させていただきます。

続いて、22ページをお開きください。

こちらは第2条による改正でございまして、附則第2条第9項の改正は、上場株式等の配当所得の特例税率の適用期限を平成25年12月31日に延長するものです。

附則第2条第16項の改正は、上場株式等の譲渡所得の特例税率の適用期限を平成25年12月31日に延長するものです。

附則第2条第21項は、条約適用配当等の特例税率の適用期限を平成25年12月31日に延長するものであります。

続きまして、23ページをご覧くださいと思います。

こちらは第3条による改正でございます。

附則第1条第4号の改正は、附則第19条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の施行日を27年1月1日に延長するものです。

一番下の附則第2条第6項は、附則第1条第4号の施行日延長に伴い、市民税の適用開始年度を平成27年度に延長するものです。

次に、附則についてご説明いたします。

附則につきましては新旧対照表がございませんので、改正します条文のほうをご覧くださいと思っています。

条文の7ページをお開きいただきたいと思います。

中段の第1条は、施行期日についてでありまして、第1号は、過料の引き上げ、新たな過料の制定については、公布の日から起算して2か月を経過した日とするものであります。

第2号は、市民税の申告の改正規定の施行期日を平成24年4月1日とするものです。

一番下の第3号は、肉用牛課税の特例の改正規定の施行期日を平成25年4月1日とするものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

第4号は、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告の改正規定を、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行日とするものであります。

第2条は、市民税に関する経過措置についてでありまして、第1項は、寄附金税額控除に対する経過措置、第2項は、特定非営利活動寄附金の適用条文に対する経過措置、第3項は、市民税の申告に対する経過措置、第4項は、肉用牛課税の特例に対する経過措置についてであります。

一番下になりますが、第3条第1項は、固定資産税に関する経過措置、第2項は、附則第10条の2第4項に対する経過措置についてであります。

最後、9ページをお願いいたします。

第4条は、罰則に関する経過措置についてであります。

以上で、議案第17号、旭市税条例等の一部を改正する条例についての補足説明を終わりに

いたします。

続きまして、議案第18号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、旭市税条例等の一部を改正する条例と同様に、地方税法の一部改正に伴い改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、地方税法の改正による項ずれに対応し、改正するもので、内容の改正はございません。

以上で、議案第18号、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例について補足説明を終わりにいたします。

○議長（林 一哉） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第25号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 菅谷充雅 登壇）

○学校教育課長（菅谷充雅） 議案第25号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

取得財産の内容は、（仮称）旭市第二学校給食センターの厨房設備機器等でございます。

取得金額は、2億4,990万円であります。

取得の相手方は、千葉市美浜区稲毛海岸二丁目1番28号、タニコー株式会社、千葉営業所所長、西山学であります。

続きまして、契約の経過についてご説明申し上げます。

厨房機器業者の選定につきましては、昨年の4月に旭市学校給食センター統合改築事業厨房業者選定委員会を組織いたしまして、本市に厨房調理機器の入札資格登録をしている業者の中から、自社にて厨房施設の開発・製造ができ、設計・施工・メンテナンスを行う能力のある業者といたしまして8社を選定しましたが、3社辞退がございまして、5社にて、昨年の6月29日にプロポーザルを実施いたしました。

プロポーザルによる厨房業者の選定につきましては、作業の動線や平面図、衛生区画、人員配置、サービス体制、コストなどの11項目で評価を行い、最高得点を得ましたタニコー株式会社が厨房業者として選定されました。

その後、タニコー株式会社による基本設計並びに実施設計に伴う設計協力を得た後、この8月19日に仮契約を締結したものでございます。

次に、購入する厨房機器について、ご説明申し上げます。細かな機器が数多くございますので、主な機器について申し上げます。

最初に、電気回転釜が7台、和え物用の回転釜が1台、調理用シンク、これは流し台でございますが、これが32台、調理台が34台、食器洗浄機1台、食缶洗浄機1台、コンテナ洗浄機1台、食器・食缶消毒保管庫8台、野菜裁断機2台、揚げ物機1台、焼き物や蒸し物を調理いたします中心温度管理機能付きの調理機が1台、炊飯機1台、冷蔵庫11台、冷凍庫4台、真空冷却機が1台、それからあと残菜の水分を抜きます厨芥処理機が1台、米を保管します納米庫1台などでございます。

納入期限につきましては、平成24年5月31日であります。

以上で、議案第25号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第4号、報告第5号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） それでは、報告第1号、それから4号、5号について、説明を申し上げます。

まず、報告第1号、平成22年度旭市土地開発基金の運用状況についてでございます。

この報告第1号の1ページを開いていただきまして、表がございます。それをご覧ください。上から2行目のA欄でございますが、平成21年度末現在高でありまして、3行目のB欄から、下から2行目のJ欄、平成22年度中の増減、そして一番下段のK欄に平成22年度末現在高というような形で表を示してございます。

一番下段の合計欄右下の数字をご覧くださいと思います。この9億6,414万8,852円が土地開発基金の平成22年度末の現在高でありまして、21年度末と比べて32万1,810円の増となっております。

その内訳につきまして、現金・預金、それから土地、貸付金ごとの増減をご説明いたします。

まず、一番下段のK欄、22年度末現在高のそのすぐ上の22年度中の増減のJ欄、これをご覧くださいと思います。

現金・預金につきましては、5,214万7,800円増加いたしまして、4億4,217万8,610円となっております。増の主なものは、旭市土地開発公社への貸付金4,274万8,860円が返済されたことによるものです。

なお、国民宿舎事業会計に対しまして、11月末に4,000万円の貸し付けを行っております

が、これにつきましては3月末に同額が返済されております。これは、基金の中での繰替運用という形になります。

続いて、土地の保有高でございますが、737万7,130円減少いたしまして、9,611万4,266円となっております。減の理由は、土地開発基金で購入した萩園浜線道路用地、これは飯岡中学校の近くなんですけれども、その179.93平方メートルを市へ売却したことによるものです。

続いて、貸付金につきましては、4,444万8,860円減少しまして、4億2,585万5,976円となっております。減の理由は、現金・預金で申し上げたところですが、旭市土地開発公社へ貸し付けていた文化の杜公園用地分の貸付金が返済されたこと等によるものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号、平成22年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、ご説明申し上げます。

やはり1枚開いていただきますと、表がございます。この健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告するものでございます。

算定項目1の実質赤字比率でございますが、これは一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては黒字でございましたので、これは該当いたしません。横バーというパーセンテージになっております。

次に、2の連結実質赤字比率でございますが、これは公営企業会計を含むすべての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計とも連結いたしますと黒字でございますので、該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考として黒字の比率を表したものでございます。

次に、3の実質公債費比率であります。これは一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めて、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は早期健全化基準の25%を下回る16.2%となっております。昨年度の17.7%と比べますと1.5ポイント下がりまして、議会への報告及び公表が義務化されました平成19年度決算以降、3年連続で前年度を下回っている状況でございます。

なお、この16.2%の比率につきましては、過去3か年の平均数値で計算しておりまして、平成22年度の単年度だけの実質公債費比率は14.51%となっております。

次に、4の将来負担比率であります。これは一般会計から公営企業、一部事務組合、地

方公社までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率でありまして、本年度は116.5%となり、昨年度の104.2%と比べまして12.3ポイント上がりましたが、早期健全化基準の350%を大きく下回っている状況でございます。

以上のとおり、平成22年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアいたしましたが、これで安心することなく、これからも財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、報告第5号、平成22年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について、ご説明申し上げます。

これも1枚開いていただきますと、表になっております。本件は、報告第4号と同じく、公営企業につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、資金不足比率を報告するものでございます。

この資金不足比率でございますが、表に記載のとおり、平成22年度におきましては資金不足が生じた公営企業はありませんので、すべて該当いたしません。

また、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表したものでございます。

以上のとおり、平成22年度はすべての公営企業会計において経営健全化基準をクリアいたしましたが、一般会計と同じく公営企業につきましても、引き続き財政の健全性確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 菅谷充雅 登壇）

○学校教育課長（菅谷充雅） 報告第2号、平成22年度旭市奨学基金の運用状況についてご報告申し上げます。

1枚めくっていただきまして、平成22年度旭市奨学基金の運用状況一覧をご覧くださいと思います。

初めに、A欄でございますが、一番下のほうにございますけれども、これはA欄の積立ですが、運用利息2万7,810円を積み立てております。

B欄の基金現在高でございますけれども、平成22年度末は6,742万3,895円となりました。

C欄の返還につきましては、494万9,000円が返済されております。

D欄の貸付残高でございますけれども、これが未返済残高となりますけれども、22年度末

で37人、2,137万4,000円となり、E欄の預金残高につきましては4,604万9,895円となっております。

以上で報告を終わりにさせていただきます。

○議長（林 一哉） 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第3号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 石毛健一 登壇）

○保険年金課長（石毛健一） 報告第3号、平成22年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、ご報告申し上げます。

1枚めくっていただきまして、表をご覧ください。

初めに、平成22年度末基金現在高でございますが、1,000万円でございます。

次に、貸付等の状況でございますが、平成21年度末の貸付残高が7件、53万9,000円、預金残高が946万1,000円ございました。

平成22年度中におきましては、合計で30件、252万1,000円を貸し付けしまして、32件、279万5,000円が返済されました。

この結果、22年度末の貸付残高は5件、26万5,000円となり、預金残高は973万5,000円となっております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成22年度の事業経営状況及び平成23年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告を申し上げます。

初めに、平成22年度事業報告書につきましてご説明いたします。

お手元の資料では、2枚目からの第16期事業報告書となります。

公社の当期の経営につきましては、牛及び豚のと畜頭数、これにつきましては前年実績に對しまして、ともに減少となっております。しかし、収支面では、経費の圧縮等によりまして、当期純利益は増益となっております。

1ページ目から説明させていただきたいと思います。

事業実績としましては、と畜頭数、牛が1万3,236頭、これは対前年比1,955頭の減でござ

います。87.1%となっております。豚につきましては39万9,575頭、これにつきましては対前年比606頭の減となっております。99.8%となっております。

次に、収支でありますけれども、損益計算書でご説明を申し上げます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

収入となります売上高67億681万3,000円に対しまして、費用となります売上原価は62億9,713万2,000円。売上総利益につきましては4億968万円で、これから販売費等を差し引いた営業利益は1億8,486万円。税引き後の当期純利益は1億5,776万円となっております。

14ページのほうをお開きいただきたいと思います。

14ページから平成23年度の事業方針でございます。

事業方針としまして、近年、口蹄疫等に代表される疾病や自然災害等が各地で発生しており、先行きの不透明感が一段と広がっていますが、食肉安全のためのISO22000・コンプライアンス態勢の継続推進によりまして、県下の食肉流通の基幹センターとして、安全・安心、より新鮮な食肉の提供を基本に衛生・環境管理体制のさらなる強化を図りながら、経営体質の強化に取り組んでいくというものでございます。

続きまして、15ページをお開きいただきたいと思います。

経営計画でございます。

平成23年度における集荷目標、これにつきましては、豚で40万90頭、牛で1万3,800頭を見込んでおります。

16ページをお開きいただきたいと思います。

16ページからにつきましては、平成23年度の収支見込みでございます。

本年度も効率的な経営と一般管理費の削減等に努めるとともに、当期利益を3,453万4,000円余りと見込んでおります。

なお、損失補償に係る借入金額32億6,600万円に対しましては、当期までの返済元金の累計で21億1,860万円余りとなりまして、返済計画に対して着実に償還が行われております。

以上で、報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成22年度事業経営状況及び23年度の事業計画についての報告を終わります。

○議長（林 一哉） 農水産課長の説明は終わりました。

報告第7号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 報告第7号は、継続事業費の精算であります。

まず、平成20年、21年、22年度の継続事業であります再整備事業新本館建設工事の全体の支払額は184億6,078万5,000円で、予算額を2億8,896万5,000円下回ることができました。

また、平成21、22年度の再整備事業改修工事設計料の全体の支払額は1億3,534万5,000円です。

以上で、報告第7号についての補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は9日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 1分